

橋本市都市計画マスタープラン



平成 25 年 3 月

橋 本 市

ごあいさつ



私たちのまち「橋本市」は、少子高齢社会とともに、人口減少社会の中で新たなまちづくりの局面を迎えています。また、東日本大震災等を契機として、地球環境問題や災害に対する都市の安全性の確保が求められているなど、まちづくりのあり方が大きく変化しています。

このような状況のもと、これからの橋本市の都市づくりを進めていくため、「橋本市長期総合計画」に基づき、都市計画の基本方針となる「橋本市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定しました。

恵まれた自然環境や歴史遺産を有する橋本市は、平成18年3月1日に橋本市・高野口町が合併し、その魅力は一層充実したものとなっています。また、和歌山県北東端に位置し、市内中央部を紀の川が流れ、交通の要衝として、産業の集散地として、緑豊かな山々に囲まれた田園都市として発展してきました。

魅力ある都市として、拠点性や定住性を高めるためには、持続発展可能な将来展望を描き、市民・企業・行政がそれぞれの責務とパートナーシップにより、次世代にも希望のもてるまちづくりに取り組むことが必要不可欠であると考えています。

今後、「都市計画マスタープラン」の実現に向けては、市民の皆様にもまちづくりへの積極的な参画をいただくなど、ご理解とご協力をお願いするものです。

なお、本計画の策定にあたりまして、市民アンケートなどにご協力いただきました市民の皆様、また、ご審議を賜りました「橋本市都市計画審議会」委員の皆様、ご意見やご提言を賜りました「橋本市都市計画マスタープラン等策定検討委員会」委員の皆様並びに関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

橋本市長 木下善之

目 次

序章 目的と位置づけ 1

1. 目的	1
2. 位置づけ	1
3. 計画対象区域及び目標年次	1
4. 構成	2
5. 計画づくりの基本的視点	3

第1章 都市の現状と動向 4

1. 社会の潮流	4
2. 都市の概要	5
(1) 位置・地勢	5
(2) 歴史	6
(3) 人口・世帯	7
(4) 産業・観光	9
(5) 土地利用	10
(6) 交通	11
(7) 都市基盤施設	11
(8) 住環境・安全	12
3. 市民・高校生アンケート調査	14
(1) 橋本市の魅力、将来像	14
(2) 定住意向と定住促進・転入促進に必要な施策	14
(3) まちづくりの施策（市民調査）	18
(4) 市民活動やまちづくりの進め方	19
4. 都市づくりの主要課題	21
(1) 豊かな自然環境の保全と多様な景観の保全と創造	21
(2) 地域の活性化と広域的な交通利便性の向上	21
(3) 橋本で住み続けたい魅力ある定住環境づくり	22

第2章 全体構想 24

1. 都市の将来像	24
(1) まちづくりの基本理念と将来像	24
(2) 将来人口	26
(3) 都市づくりの目標	27
(4) 将来の都市構造	28
2. 都市づくりの方針	31

(1) 土地利用の方針	31
(2) 道路・交通の方針	34
(3) 水と緑の方針	37
(4) その他公共施設の方針	41
(5) 市街地・住宅地の方針	43
(6) 都市景観形成の方針	46
(7) 地域環境の保全と活用の方針	49
(8) 都市防災の方針	52

第3章 地域別構想 55

1. 地域区分の設定	55
2. 地域のまちづくりの方針	56
(1) 橋本地域	56
(2) 岸上・山田地域	61
(3) 紀見地域	65
(4) 隅田地域	70
(5) 恋野・学文路地域	75
(6) 高野口地域	80

第4章 実現化に向けて 85

1. 協働のまちづくりの推進	85
(1) 協働のまちづくりの必要性	85
(2) 協働のまちづくりの推進方策	85
(3) 協働のまちづくりの実践	85
2. 効率的、効果的なまちづくり事業の推進	87
(1) まちづくり事業・制度の活用	87
(2) 広域連携の推進	87
3. 都市計画マスタープランの適切な進行管理	87
(1) PDCA サイクルの活用	87
(2) 都市計画マスタープランの見直し	88

参考資料 89

序章 目的と位置づけ

1.目的

現行の橋本市都市計画マスタープランは、旧橋本市において平成 16 年 12 月に策定及び公表を行い、これに基づきまちづくりを進めてきました。平成 18 年 3 月には、旧橋本市、旧高野口町の市町合併により新市が誕生し、平成 20 年 3 月に、橋本市長期総合計画の策定を行い、新市としての新たなまちづくりを推進しています。

一方、本市を取り巻く社会環境は、長引く地域経済の低迷や少子高齢化の進行、地方財政状況の悪化などにより、依然厳しい状況が続いています。こうした社会環境の変化に対応するため、いわゆるまちづくり三法の改正や景観緑三法の制定など、都市計画に関する制度も大幅な改正・拡充が進められています。

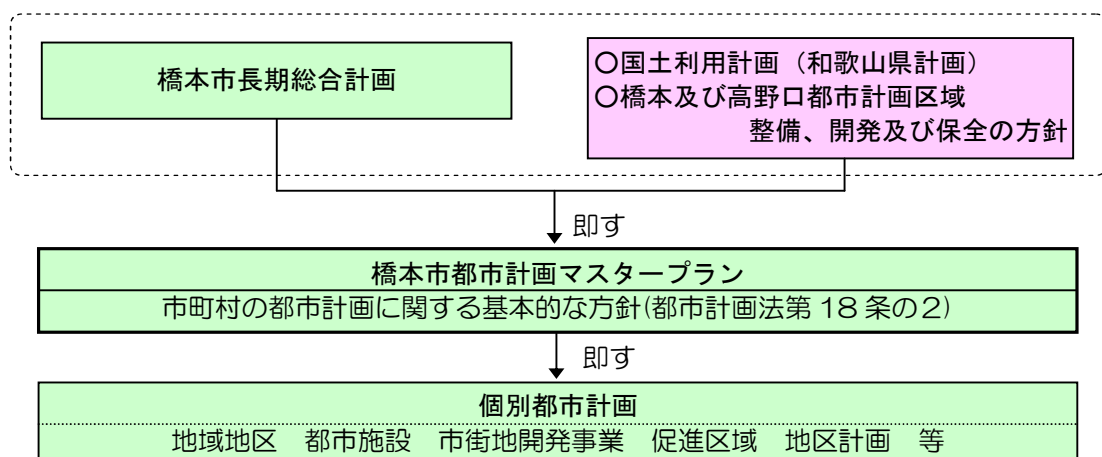
このような状況を踏まえ、旧橋本市と旧高野口町からなる新たな橋本市を対象に、都市計画マスタープランの改定を行うものです。

2.位置づけ

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第 18 条の 2）」として、「橋本市長期総合計画（平成 20 年 3 月）」、「国土利用計画（和歌山県計画）平成 21 年 3 月」「橋本及び高野口都市計画区域整備、開発及び保全の方針（平成 16 年 5 月）」に即して定めるものです。

また、市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即し定めることになります。

都市計画マスタープランの位置づけ



3.計画対象区域及び目標年次

計画対象区域は本市全域とします。目標年次は平成 25 年を基準年次とし、概ね 20 年後を展望しつつ、10 年後の平成 34 年とします。

4.構成

都市計画マスタープランは、主に「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」で構成されます。

第1章 都市の現状と動向

- | | |
|---------|-----------------|
| 1.社会の潮流 | 3.市民・高校生アンケート調査 |
| 2.都市の概要 | 4.都市づくりの主要課題 |



第2章 全体構想

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1.都市の将来像 | (2) 道路・交通の方針 |
| (1) まちづくりの基本理念と将来像 | (3) 水と緑の方針 |
| (2) 将来人口 | (4) その他公共施設の方針 |
| (3) 都市づくりの目標 | (5) 市街地・住宅地の方針 |
| (4) 将来の都市構造 | (6) 都市景観形成の方針 |
| 2.都市づくりの方針 | (7) 地域環境の保全と活用の方針 |
| (1) 土地利用の方針 | (8) 都市防災の方針 |

第3章 地域別構想

- | | |
|---------------|--------------|
| 1.地域区分の設定 | |
| 2.地域別まちづくりの方針 | |
| (1) 橋本地域 | (4) 隅田地域 |
| (2) 岸上・山田地域 | (5) 恋野・学文路地域 |
| (3) 紀見地域 | (6) 高野口地域 |



第4章 実現化に向けて

- 1.協働のまちづくりの推進
- 2.効率的、効果的なまちづくり事業の推進
- 3.都市計画マスタープランの適切な進行管理

5.計画づくりの基本的視点

本計画における基本的な視点は、以下のとおりです。

①新市における長期総合計画に即した計画づくり

本市は、平成 18 年 3 月に旧橋本市と旧高野口町との市町合併を行い、平成 20 年 3 月に新市としての長期総合計画を策定し、これに基づき計画的にまちづくりを進めています。

都市計画マスタープランにおいては、これまで旧高野口町では策定されておらず、新市としての一体的な計画づくりが必要となっています。

このため、計画の策定にあたっては、長期総合計画に即しつつ、旧市町を一体とした整合性のある計画づくりを視点とします。

②成熟社会に対応した計画づくり

わが国では人口減少・少子高齢化が加速化し、国においては、まちづくり三法の改正、景観法三法の成立など都市化社会から都市型社会に対応した集約型の都市づくりへの転換が必要となっています。

本市でも既に人口減少社会を迎えており、住宅開発を背景としたこれまでの人口増加による都市の成長は低迷し始め、中心市街地の空洞化や大規模住宅開発地における高齢化の進行などさまざまな問題が顕在化しつつあります。

このため、合併による市域の拡大への対応と併せて、都市機能の集積を促進する拠点の形成、公共交通を中心とした交通体系の確立、安全・安心の確保、緑豊かで美しいまちづくりなど、都市型社会に対応した計画づくりを視点とします。

③効率的かつ効果的な計画づくり

本市の財政事情は、国の財政改革、景気の低迷などに伴い厳しい状況下であり、今後、社会資本の維持管理・更新投資コストの増加が見込まれ、新規投資余力の低下が予想されます。

このため、都市施設等については、既存ストックを有効に活用しつつ、都市計画道路や都市計画公園の適正な見直しを行うとともに、新たな整備の必要性の検証を行うなど、投資効率の高い効果的な計画づくりを視点とします。

第1章 都市の現状と動向

1. 社会の潮流

①人口減少・超高齢社会の到来

わが国における平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、人口は平成18年頃をピークに減少しています。

一方、本市の人口は平成11年をピークにその後減少し、今後も減少していくことが予想されます。

人口減少や少子高齢化は、社会保障費負担の増加や労働力の減少、子どもの自立・社会性の減退、地域社会におけるコミュニティの低下などをもたらします。人口減少・超高齢社会においては、子育てしやすい環境づくりや高齢者の知識や経験を活かし生きがいをもてる社会づくりに取り組むとともに、特に退職者が急増している団塊の世代が地域社会の担い手として参画できる仕組みを整えていくことが求められています。

②都市型社会への対応

国においては、安定・成熟した都市型社会への移行に対応していくため、平成12年に都市計画法の抜本的改正が行われ、また、平成18年には、人口減少社会の発現や加速化する少子高齢化、深刻さを増す中心市街地の衰退等に対応するための改正が行われています。

都市機能の分散化は、中心市街地の空洞化や新たな社会基盤の整備、維持管理コストの増大を招くとともに、自動車交通への依存を加速させ、環境負荷を招く要因にもなることから、中心市街地や工業集積地などの各種拠点に、必要な諸機能を集約し、公共交通軸を中心にこれら拠点を連携する集約型都市構造の形成が求められています。

③環境問題の進行

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や生産活動は、自然の浄化能力をはるかに超えたものとなり、河川の水質汚濁や、地下水の汚染、ダイオキシン類による環境汚染など身近な環境問題から、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題まで影響しています。

深刻化するさまざまな環境問題に対し、市民一人ひとりが身近な生活様式や日常の活動のあり方を見直すとともに、市民と行政が一体となって環境への負荷を軽減する取り組みを推進するなど、資源循環型社会や低炭素社会の構築が求められています。

④景観に関する意識の高まり

国においては、良好な景観の形成を促進するため、平成16年度に「景観法」が施行され、翌年にはいわゆる「景観緑三法」が全面施行されました。

急速な都市化が終息し、水と緑豊かな自然環境や美しいまちなみ、都市の歴史や文化などへの関心が高まっており、景観法の活用による個性と魅力のある地域づくりが求められ

ています。

⑤安全・安心に対する意識の高まり

都市における安全性の確保は近年に増して高まっています。多大な被害をもたらした東日本大震災などの地震や台風等による局地的な集中豪雨などの自然的なものから、犯罪、交通事故、食品の不正表示やアスベスト問題などの人為的なものまで、住民の生命や財産をおびやかす事柄は多岐にわたっています。さらに、感染症やテロ、有事による安全保障など、今までは国レベルでの対応と考えられていたことが地方においても対応すべき時代となっています。

このようななか、安全で安心なまちづくりを進めるためには、自らの地域は自らが守るという連帯意識のもと、総合的な防災対策と危機管理体制の構築をはじめ、防犯、消防、交通事故防止、国民保護などの日常生活における安全性の向上を目指した取り組みが求められています。

⑥地方分権の進展

国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行により、市町村にあっては、これまで以上に自らの財政基盤を確立するとともに、政策形成能力の向上が必要となっています。

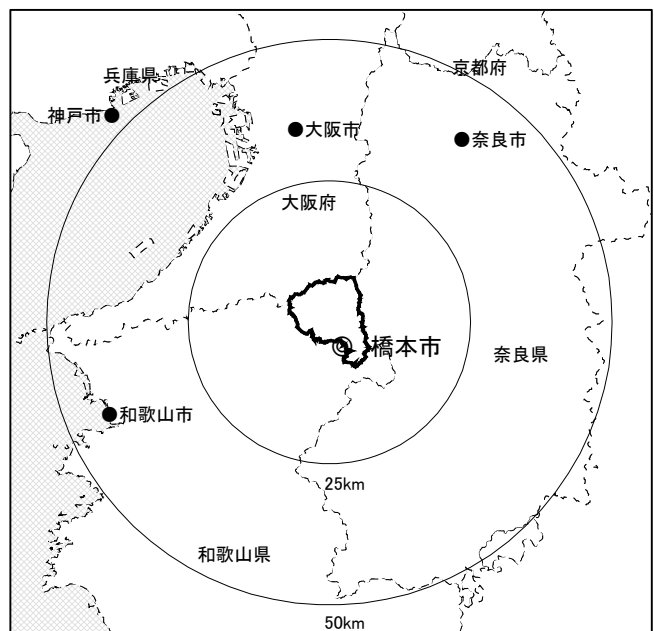
このようなことから、今後の行政サービスについては、民間資金の活用や民間委託の推進など、コスト意識を持った取り組みと併せて、政策の選択と集中など、住民にとって効果的な行政運営が一層求められています。

また、分権社会においては、地域における自己決定と自己責任の原則のもと、住民と行政がパートナーシップを発揮しつつ、地域の各種団体やNPO、ボランティアなどと協働・連携した地域主体のまちづくりの実現が求められています。

2.都市の概要

(1) 位置・地勢

- ・本市は、和歌山県の北東端に位置し、市域面積は 130.31 k m²、和歌山県域 (4,726.29 k m²) の約 2.8%となっています。
- ・北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西は伊都郡かつらぎ町、九度山町、高野町に接し、和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線でともに約 40 kmです。
- ・本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は和泉山脈と河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地（高野山系）



■橋本市の位置

に連なっています。

- 気候は瀬戸内式気候帯に属し降水量は比較的少ないものの、年間の気温の高低差が大きく、内陸性気候の傾向も示しています。
- 鉄道は南海高野線が大阪市と、JR 和歌山線が和歌山市と奈良方面を結び、橋本駅で結節しています。
- 道路は関西大環状道路の一部を形成する京奈和自動車道「橋本道路」や和歌山市と京都市に連絡する国道 24 号、高野山方面に連絡する 370 号が東西方向に、また、大阪府方面に連絡する国道 371 号が南北方向に通っており、これら国道や県道などが本市の幹線道路となっています。

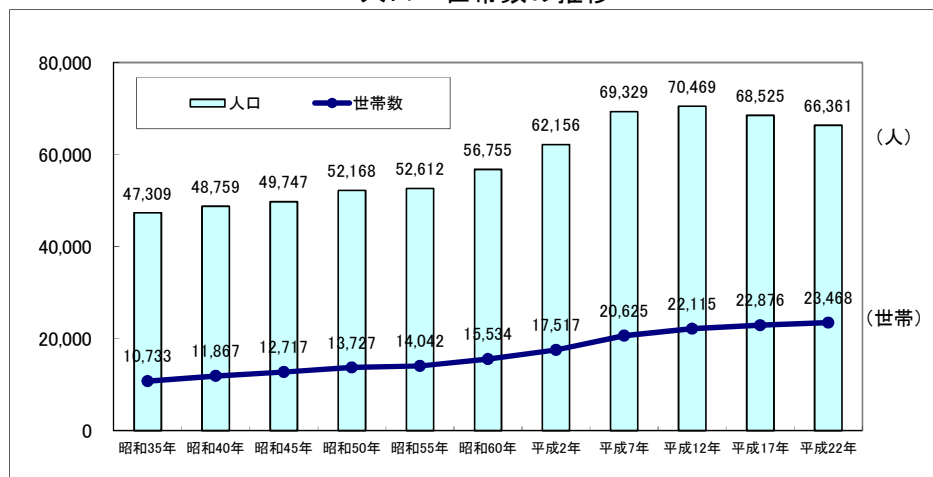
（２）歴史

- 本市の一帯は、丘陵地から出土する遺構や遺物から、縄文時代に既に人が住んでいたことが確認されています。また、本市は、霊峰高野山への参詣口の一つとして発展してきました。
- 中世には、隅田荘の隅田一族、官省符荘の政所一族等の武士団が形成されました。隅田一族の動向は軍記物として有名な「太平記」にも登場します。天正 13 年、応其上人は荒地を開いてまちをつくり、2 年後の天正 15 年には紀の川に長さ 130 間（約 236m）の橋を架け、これが「橋本」の地名の由来となりました。また、橋本の町は、南北に通じる高野街道と東西に通じる伊勢（大和）街道が交差する交通の要衝、並びに紀の川水運の拠点として、そしてこれらによる物資の集散地として橋本の町は大いに栄えました。近世では、農業の副業としての養蚕や機織りが盛んとなり、後の繊維業の基盤となりました。
- 明治 33 年には現在の JR 和歌山線が開通し、大正 4 年には現在の南海高野線が橋本まで開通するなど交通網の整備により和歌山方面・奈良方面や大阪方面と結ばれたことで産業もめざましい発展をとげ、農業においては柿と鶏卵の生産が盛んで、工業においては、高い技術力を誇る竹製へら竿（経済産業省指定伝統工芸品）とパイル織物の生産量が日本一となっています。
- まちの変遷をみると、明治 4 年に和歌山県が誕生し、明治 27 年には橋本村が町制を施行し橋本町に、明治 43 年には名倉村が町制を施行し高野口町にそれぞれ改称しました。
- 昭和 30 年に橋本町・岸上村・山田村・紀見村・隅田村・学文路村の 6 町村が合併して橋本市が、また、高野口町と信太村・応其村の 3 町村が合併し高野口町が発足しました。
- そして、平成 18 年 3 月 1 日に橋本市と高野口町が合併し、新しい「橋本市」が誕生しました。

(3) 人口・世帯

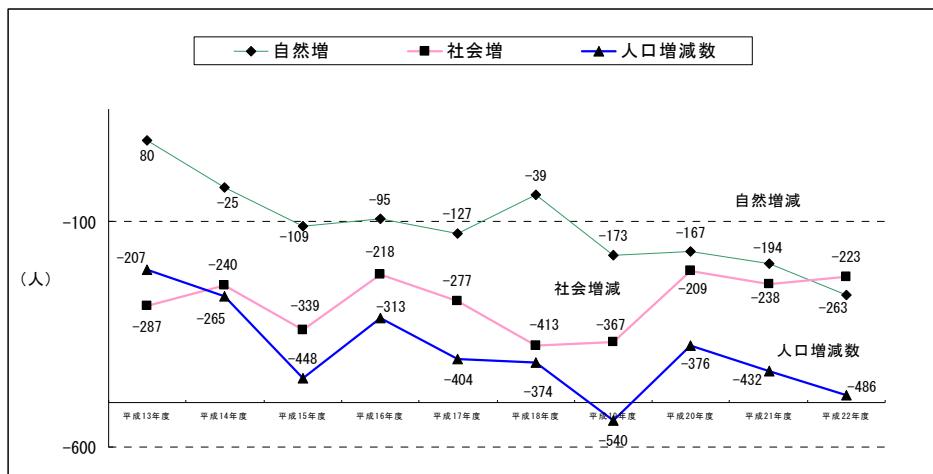
- 国勢調査における平成 22 年人口は 66,361 人で平成 12 年をピークに減少に転じ、住民基本台帳人口では平成 11 年をピークに減少が続いています。人口動態は、自然動態及び社会動態ともに減少しており、社会減（転入・転出）は、進学世代（15 歳～19 歳）、就職世代（20 歳～24 歳）の転出がその要因と考えられます。

人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

人口増減



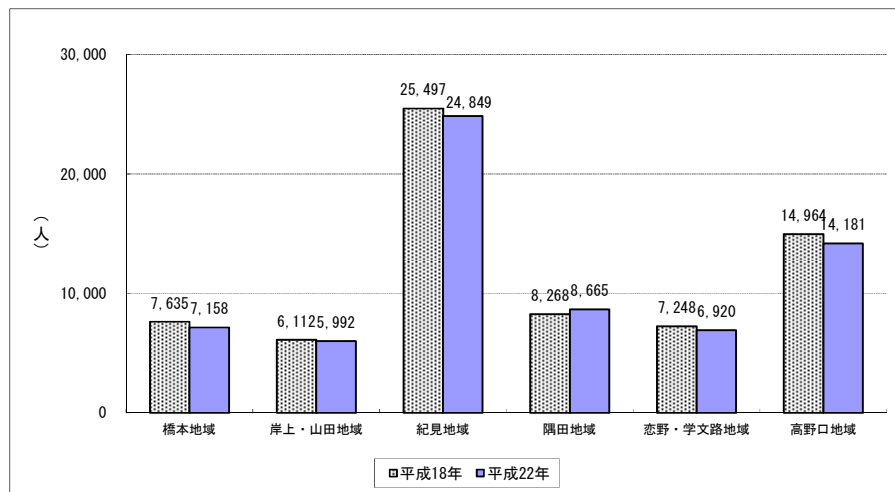
資料：住民基本台帳

- 地域別人口は、紀見地域（林間田園都市駅、御幸辻駅を中心とする地域）が市全体の約 37%を占め、次いで高野口地域（旧高野口町の区域）が約 21%、その他地区は約 10%程度の割合となっています。
- 地域別の人口動向は隅田地域（旧橋本市の東側地域）が唯一増加傾向にあり、あやの台の急激な人口増加を背景にその伸び（平成 18 年～22 年）は 4.8%となっています。一方、減少率が高いのは橋本地域（橋本駅を中心とする地域）で▲6.3%、次いで、高野口

地域▲5.2%、恋野・学文路地域（紀の川左岸の地域）▲4.5%、紀見地域▲2.5%、岸上・山田地域（旧橋本市の西側地域）▲2.0%となっています。

- ・地域内の人口動向の特徴として、農山村地域の集落地をはじめ、橋本駅及び高野口駅周辺や紀見地域の古くに開発された住宅団地等でも減少傾向が進んでいます。

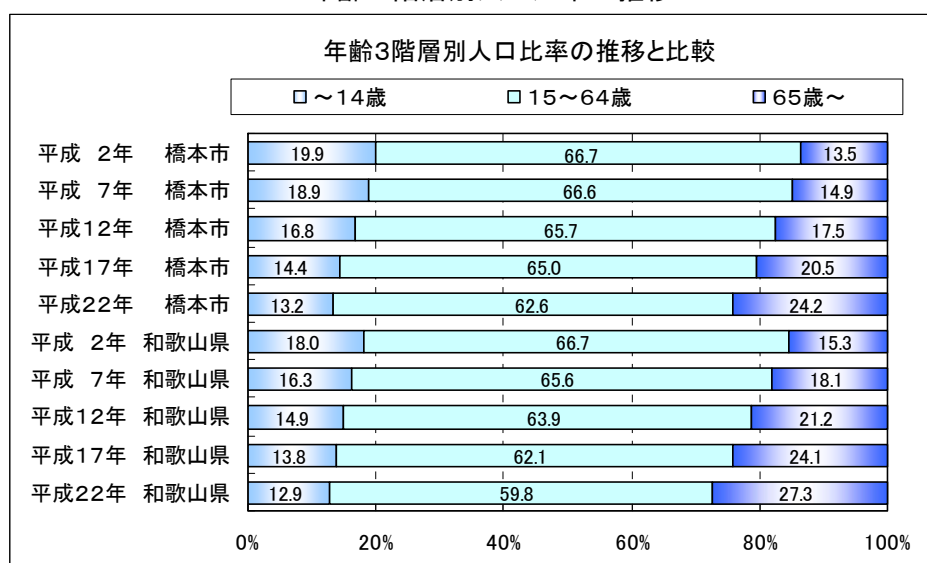
地域別人口の推移



注：外国人登録人口除く
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

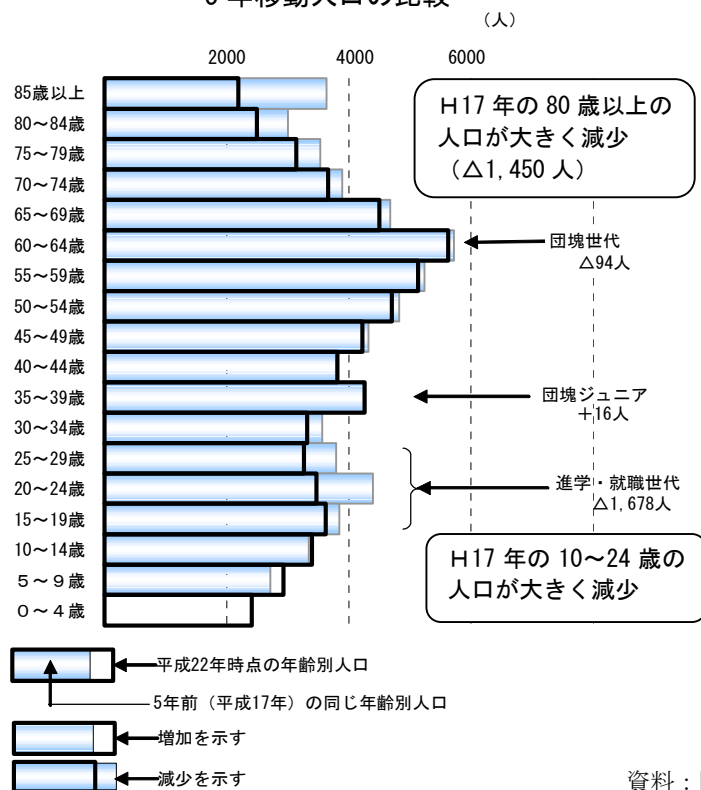
- ・年齢別3区分人口は、老年人口（65歳以上）割合が24.2%と著しく増加し、年少人口（14歳以下）割合は減少しており、少子高齢化が急激に進んでいます。
- ・夜間人口（常住人口）に対する昼間人口の割合は84.1%とベッドタウン都市の特性が表れています。

年齢3階層別人口比率の推移



資料：国勢調査（年齢不詳は含まず）

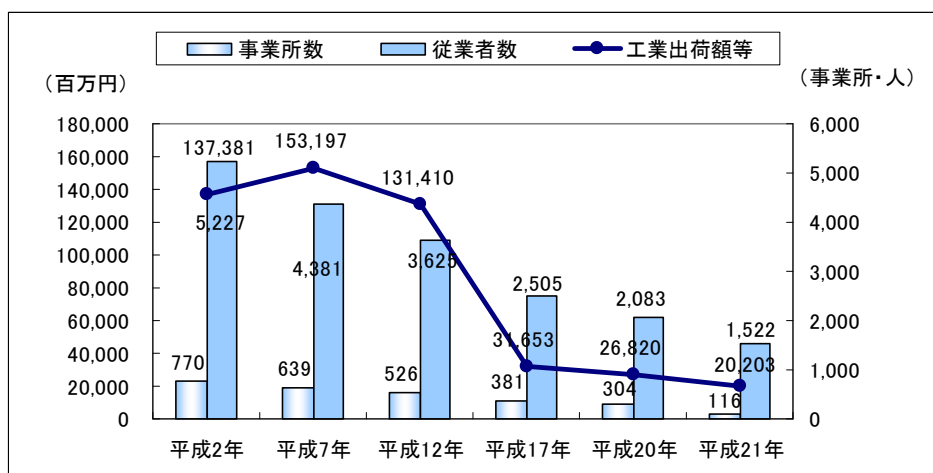
5 年移動人口の比較



(4) 産業・観光

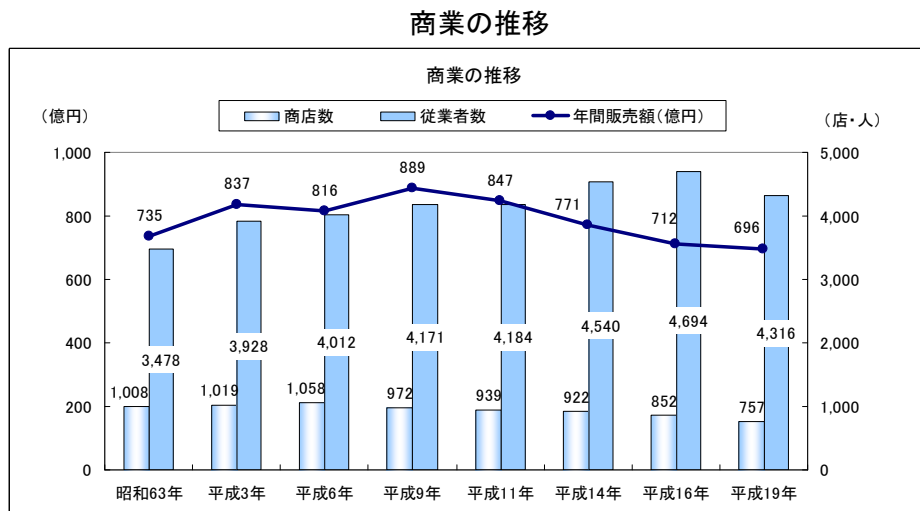
- 本市に常住する就業者は第 3 次産業が増加傾向にありますが、その伸びは鈍化しています。また、第 1 次産業就業者は横ばい、第 2 次産業は大きく減少しています。
- 農業は、農家数が減少傾向にあり、総世帯数（23,468 世帯）の 1 割程度となっています。
- 耕作放棄地（平成 22 年）は 63.2ha で、耕作放棄地率（全耕地面積に対する耕作放棄面積の割合）は約 6.5%と、県平均 6.2%とほぼ同様の傾向にあります。
- 工業は、事業所、従業者ともに減少傾向が続いています。年間製造品出荷額等は、平成 17 年以降大きく落ち込んでいます。

工業の推移



資料：工業統計調査（全事業所）

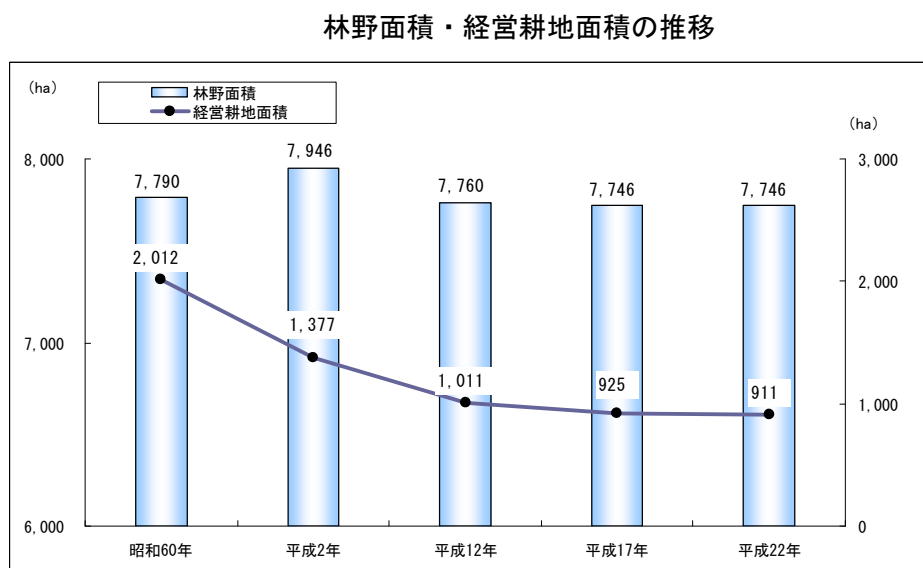
- ・商業は、昭和 63 年からの傾向をみると商店数が著しく減少しています。
- ・観光客数は近年横ばいの傾向にあり、日帰り客が中心となっています。



資料：商業統計調査

(5) 土地利用

- ・林野面積は平成 12 年以降横ばいの傾向ですが、経営耕地面積は減少傾向にあります。
- ・本市では橋本都市計画区域及び高野口都市計画区域が行政区域の一部に指定され、橋本都市計画区域では用途地域が指定されています。
- ・高野口都市計画区域の市街地部では、都市計画道路が計画決定されていますが、用途地域が指定されておらず、土地利用や建築活動が無秩序に進む恐れがあります。



注 1：林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）面積を加えたものをいう。

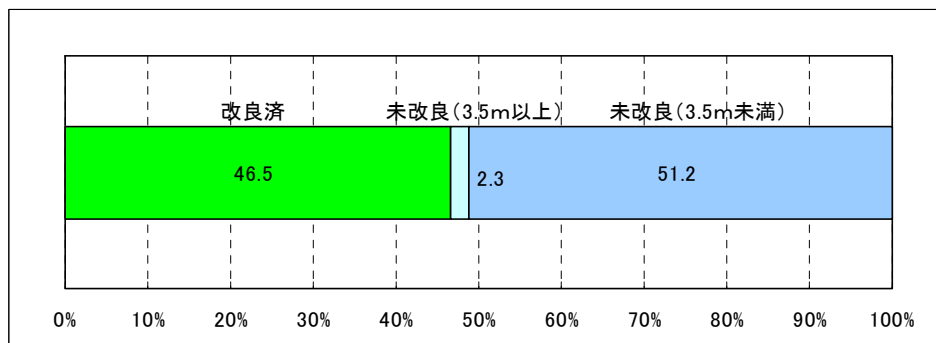
注 2：平成 7 年の林野面積は未公表。

資料：農業センサス（昭和 60 年）、農林業センサス（平成 17 年）、世界農林業センサス（平成 2 年・12 年、22 年）

(6) 交通

- ・道路は国道 24 号と 370 号が東西方向に、国道 371 号が南北方向に通っています。
- ・鉄道は南海高野線と JR 和歌山線が橋本駅で結節しています。市内では京奈和自動車道が整備中で、ICが3箇所に設置されています。
- ・市道の改良率は 46.5%で、3.5m未満の未改良道路の割合は約 5 割となっています。

市道の改良状況



資料：建設課（平成 22 年度末現在）

(7) 都市基盤施設

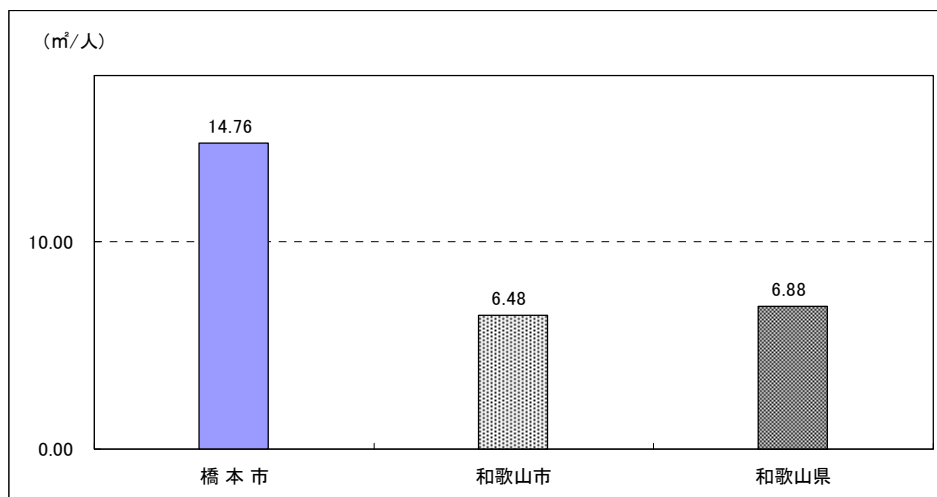
- ・幹線街路（都市計画道路）の改良率（概成済*を含む）は 69.8%と県平均（56.7%）を上回っています。（平成 22 年度末現在）

※概成済：幅員が計画幅員の3分の2以上確保又は車線数が概ね確保されている道路。

- ・都市公園一人当たり整備面積 14.76 m²と県平均（6.88 m²）を上回り、比較的高い水準にあります。（平成 23 年度末現在）
- ・污水处理人口普及率※（平成 22 年度末現在）は 88.7%で県平均（51.9%）を上回り、県下第 4 位となっています。このうち、下水道普及率は 50.0%、合併処理浄化槽普及率は 36.3%、農業集落排水施設等普及率は 2.4%となっています。

※污水处理人口普及率：下水道、農業集落排水施設等、コミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、污水处理施設の普及状況の指標のこと。

都市公園一人当たり整備面積

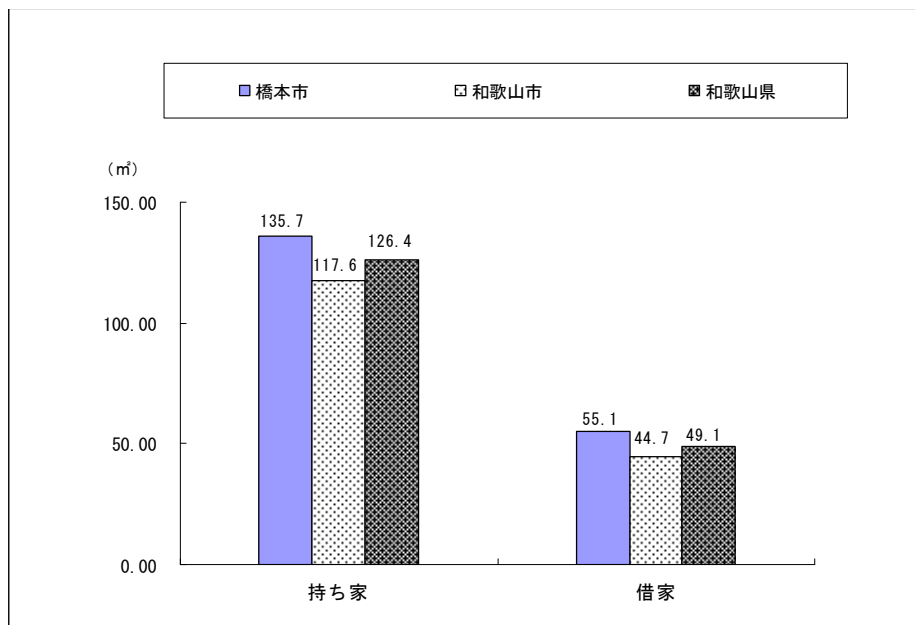


資料：県都市政策課（平成 23 年度末現在）

(8) 住環境・安全

- 本市では持ち家の占める割合が高く、持ち家、借家とも 1 住宅当たり延べ床面積は県平均を上回り、比較的ゆとりある居住環境が確保されています。

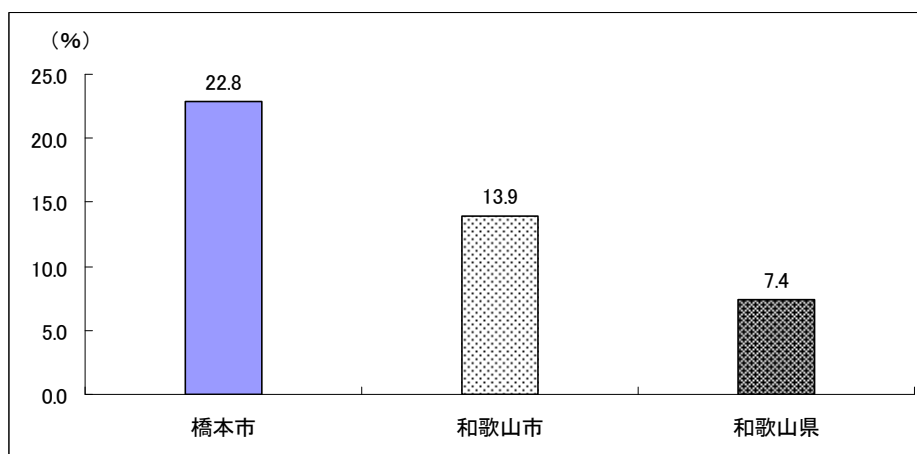
所有形態別の 1 住宅当たり延べ床面積



資料：住宅・土地統計調査（平成 20 年）

- 平成 20 年のごみリサイクル率は 22.8%で、県平均（7.4%）を上回っており、市民・事業者における環境意識の高さがうかがえます。

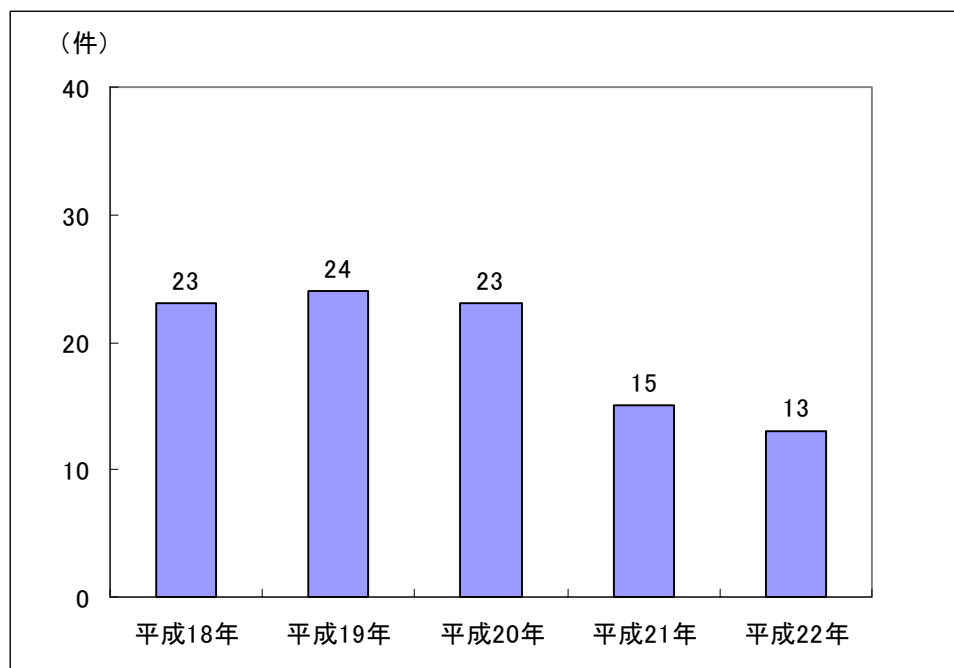
ごみリサイクル率（平成 20 年）



資料：総務省「統計でみる市区町村のすがた 2012」

- ・火災発生件数は平成 22 年 13 件で、平成 19 年から減少傾向にあります。

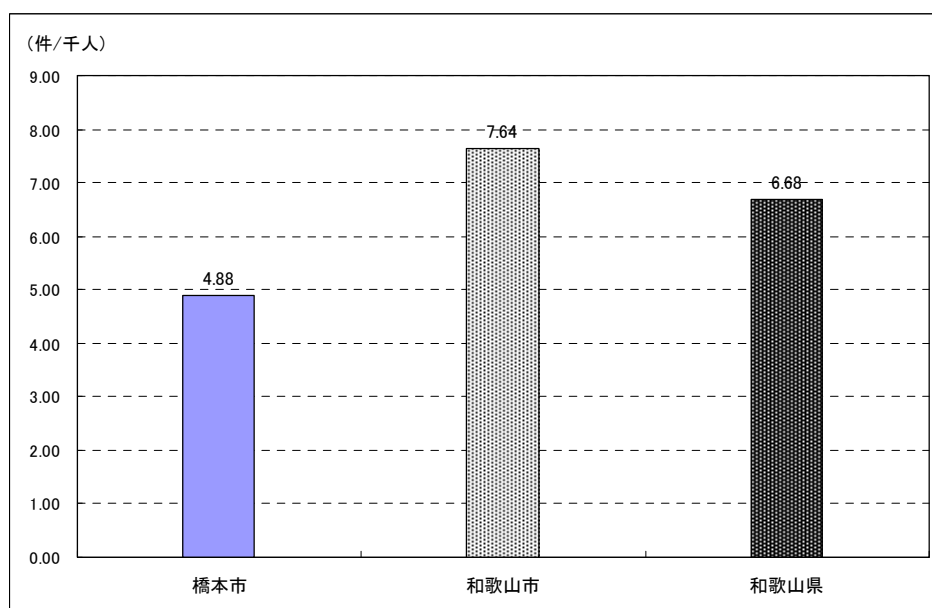
火災件数の推移



資料：市消防本部

- ・交通事故発生件数は、年間 300 件程度で推移しており、平成 20 年における千人当たりの発生件数は県平均を下回っています。

人口千人当たり交通事故件数



資料：県警察本部「交通年鑑」（平成 22 年）

3.市民・高校生アンケート調査

市民・高校生アンケート調査は、「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」の改定にあたり、市民の意見が反映されたものとするため、20歳以上の市民 3,228 人（無作為抽出）及び橋本高校・伊都高校の二年生 326 人を対象として平成 22 年 6 月に実施したものです。

回答率は市民アンケート調査（以後「市民調査」という。）が 40.7%、高校生アンケート調査（以後「高校生調査」という）は 100%でした。

（１）橋本市の魅力、将来像

１）橋本市の魅力

○橋本の魅力は“自然環境”

- ・市民調査では、「自然環境の良さ」が約 6 割と最も高くなっています。
- ・高校生調査では、「自然環境の良さ」が約 4 割と最も高くなっています。

２）市の将来像（グラフ「市の将来像について」参照）

○全体で「自然の風景の美しさを残したまち」、市民は“安心”、高校生は“商業の賑わい”

- ・市民調査では、「安心できる福祉や医療が充実したまち」の割合が最も高く、次いで、「自然の風景の美しさを残したまち」、「安全で安心に暮らせるまち」が高くなっています。
- ・高校生調査では、「娯楽やショッピングが楽しめるまち」、「自然の風景の美しさを残したまち」の割合が特に高く、次いで、「生活に必要な商業施設が整ったまち」が高くなっています。

３）将来の人口規模

○「人口減少はやむを得ない」は少ない

- ・市民調査では、「このままで良い」、「増やすべき」が同程度の割合で高くなっています。
- ・高校生調査では、「このままでよい」の割合が高くなっています。

（２）定住意向と定住促進・転入促進に必要な施策

１）定住意向

○「住み続けたい」意向は市民が約 6 割、高校生は 1 割程度

- ・市民調査では、「住み続けたい」は 63.7%で、平成 15 年 7 月に実施した市民・市民団体アンケート調査の 66.1%をわずかに下回っています。
- ・高校生調査では、橋本市が“好き・まあまあ好き”の愛着度は約 6 割程度と高くなっていますが、「しばらくは住み続けたい」が 31.9%、「住み続けたい」は 13.1%と定住意向は低くなっています。

２）定住に必要な施策（グラフ「定住意向別の定住促進に必要な施策」参照）

○定住意向者は「福祉・医療」、転出意向者・高校生は「通勤・通学の利便性の向上」

- ・市民調査の定住意向者は、「福祉・医療などの充実」の割合が最も高く、次いで、「通勤・

通学などの交通利便性の向上」、「次世代産業の誘致など雇用機会の創出」が高くなっています。

- ・市民調査の転出意向者は、「通勤・通学などの交通利便性の向上」、「福祉・医療などの充実」「次世代産業の誘致など雇用機会」の順に高くなっています。
- ・高校生調査では、「通勤・通学などの交通利便性の向上」が最も高く、次いで、「魅力ある商業地の形成や身近な日常生活核地域の充実」、「自然や歴史環境の保全・活用」が高くなっています。

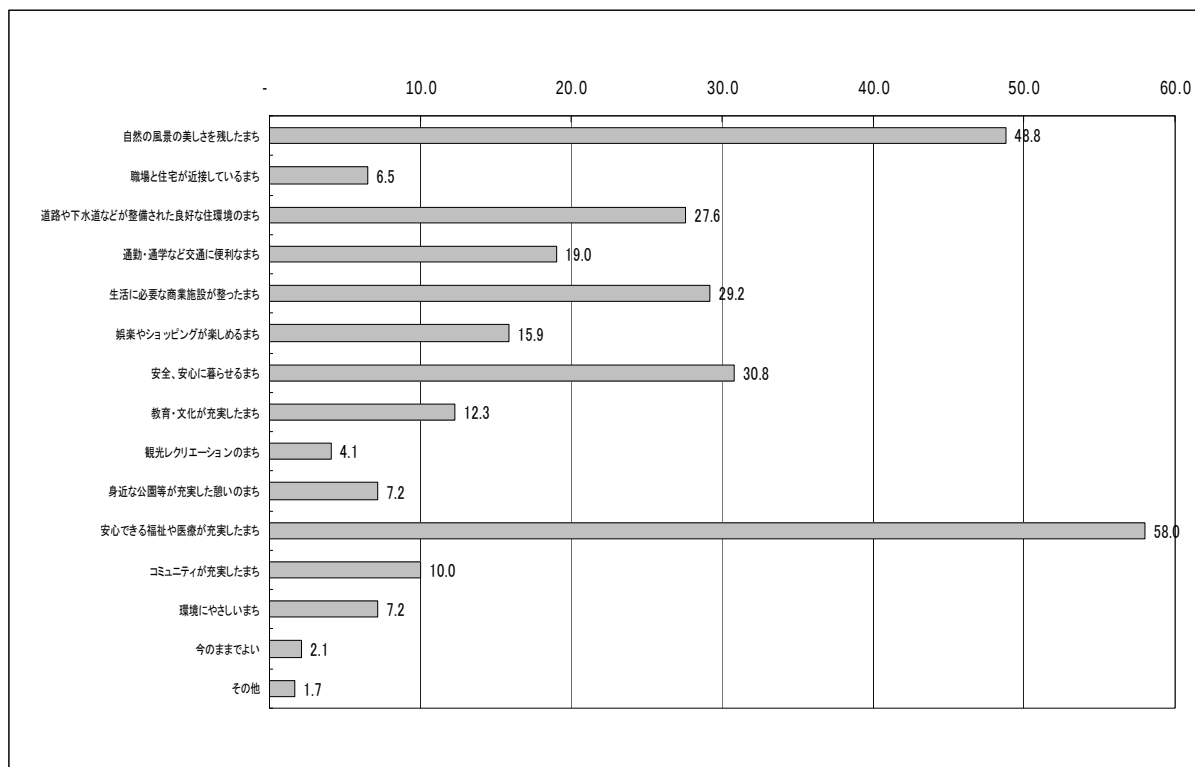
3) 若い世代の転入促進に必要な施策（グラフ「若い世代の転入促進に必要な施策」参照）

○20 歳代は“商業の充実”、30 歳代は“子育て支援・雇用機会”

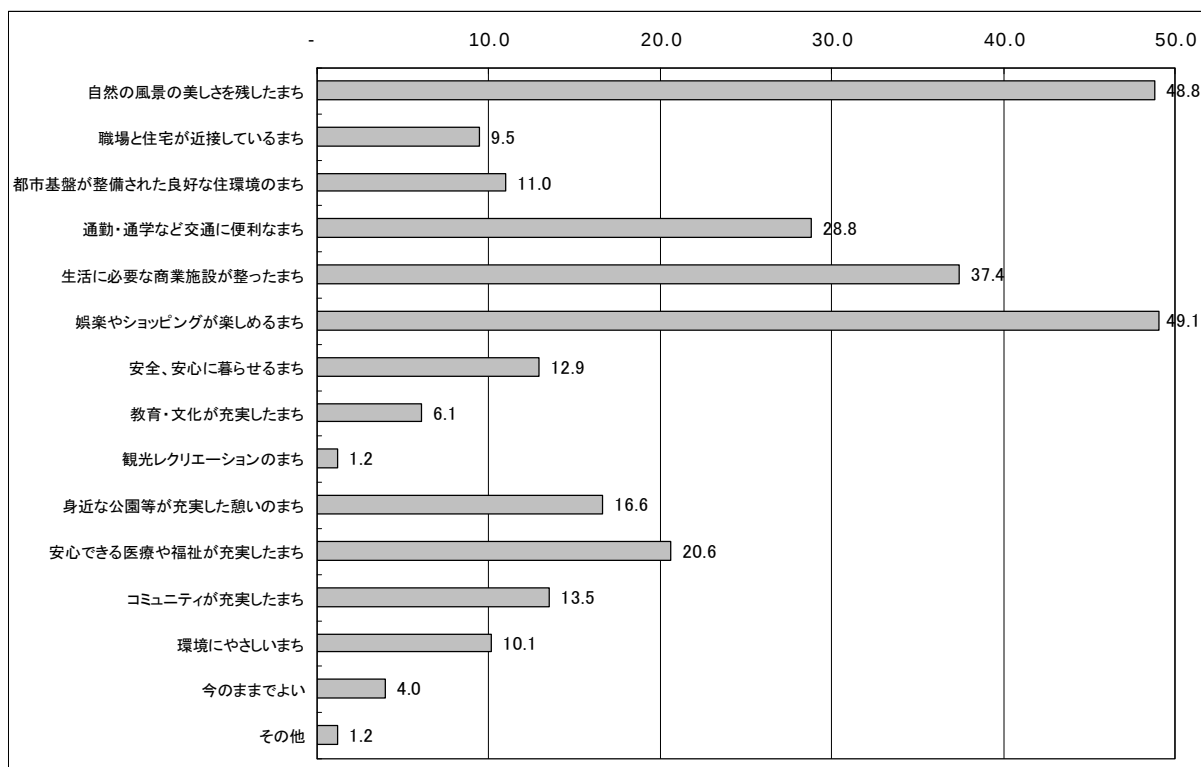
- ・20 歳代で「魅力ある商業地の形成や身近な日常生活核地域の充実」の割合が最も高くなっています。
- ・30 歳代では「子育て支援や児童施設の充実」、「次世代産業の誘致など雇用機会の創出」が特に高くなっています。

■市の将来像について

○市民調査

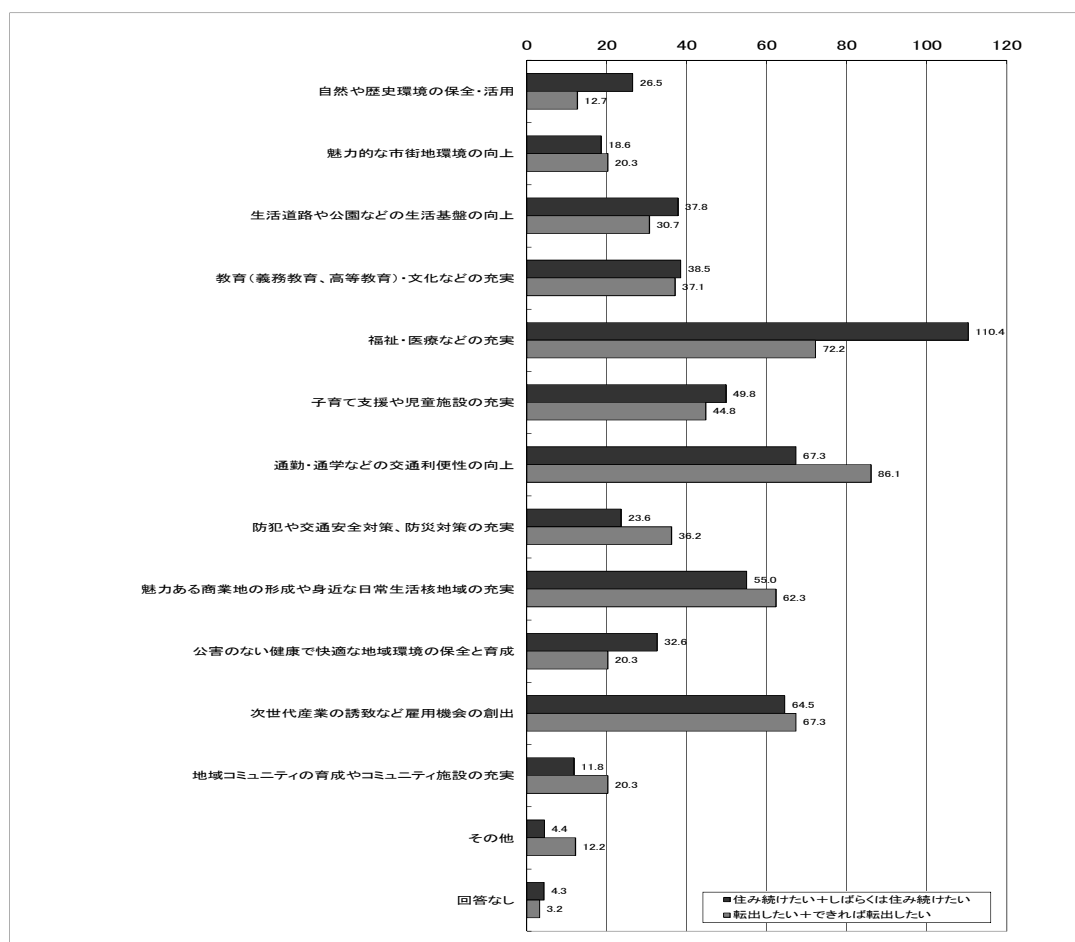


○高校生調査

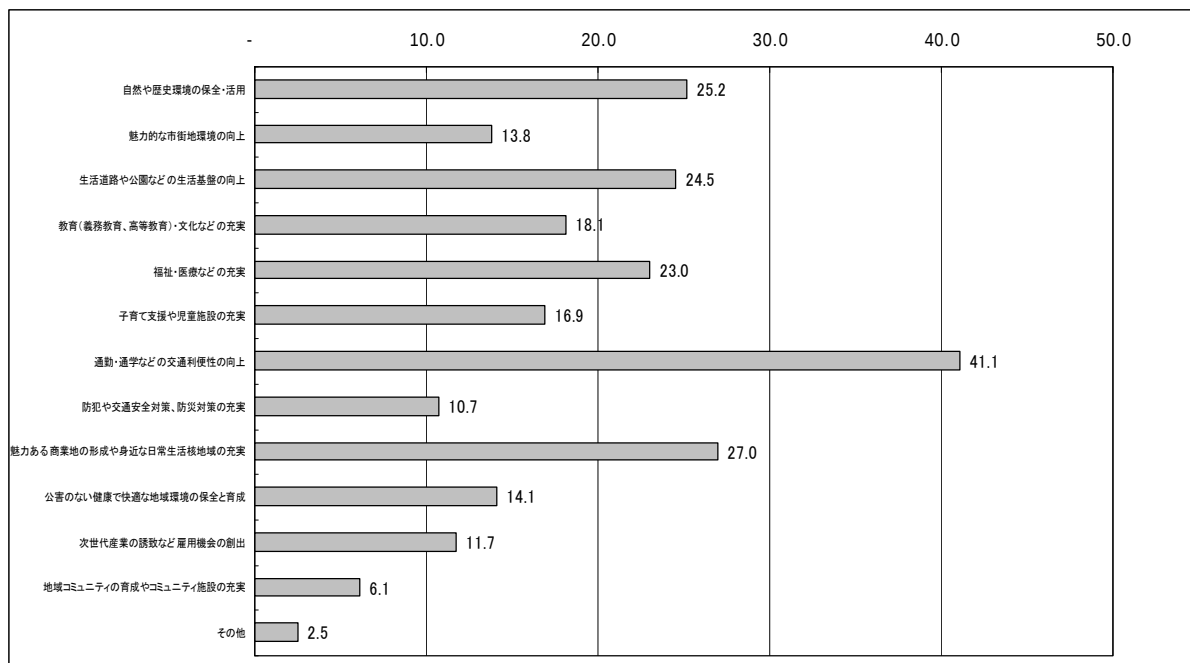


■定住意向別の定住促進に必要な施策

○市民調査

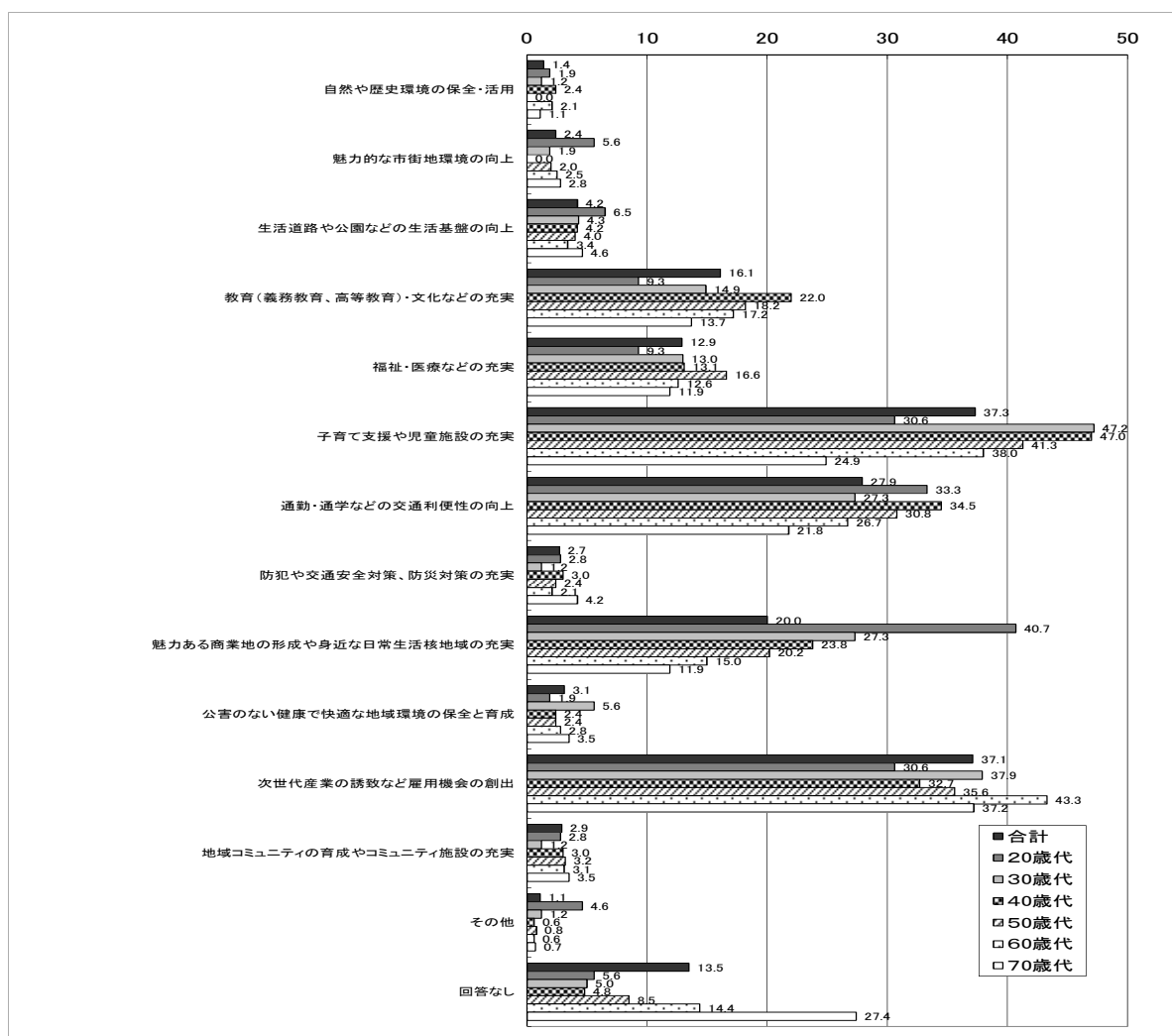


○高校生調査

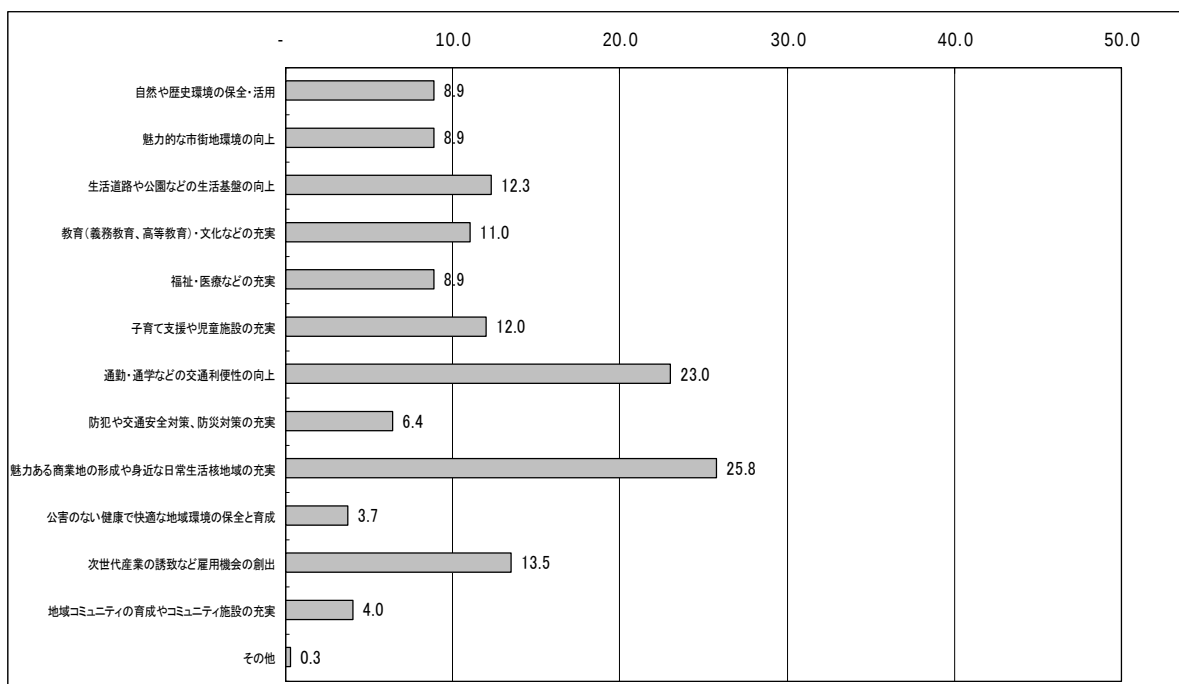


■若い世代の転入促進に必要な施策

○市民調査



○高校生調査



(3) まちづくりの施策（市民調査）

1) 自然・景観

○多くは“自然的景観”、“歴史的景観”の保全

- ・「歴史的景観の保全（歴史遺産の保全・歴史的街並みの保全）」、「農地景観の保全（田園景観の保全・樹園地景観の保全）」、「山並み景観の保全」、「河川やため池などの水辺環境の保全」の順に高くなっています。

2) 市街地

○多くは“中心市街地（JR 橋本駅周辺）”、“身近な生活サービス地”の充実

- ・「中心市街地（JR 橋本駅周辺）の整備」の割合が最も高く、次いで、「身近な生活サービス地の整備」が特に高くなっています。

3) 道路・交通

○多くは“生活道路”、“広域幹線道路”“公共交通”の整備・充実

- ・「身近な生活道路の整備」の割合が最も高く、次いで、「広域的な幹線道路の整備」、「駅前広場の整備」、「バス・鉄道の連携・充実」が特に高くなっています。

4) 生活施設

○多くは“多世代交流の場”、“身近な公園”の整備・充実

- ・「多世代が交流できる施設の充実」の割合が最も高く、次いで、「歩いて行ける公園の整備」が特に高くなっています。

5) 公園

○多くは“安心できる公園”の整備

- ・「安心して過ごせる公園の整備」の割合が特に高く、次いで、「四季感あふれる公園の整備」が高くなっています。

6) 住宅

○多くは“高齢者向けリフォーム”、“中古住宅の流通”の相談・支援

- ・「高齢者向けリフォームの指導や支援」の割合が最も高く、次いで、「中古住宅の流通促進」が特に高くなっています。

7) 産業

○多くは“企業誘致”の推進

- ・「地元雇用が期待できる企業の誘致」の割合が特に高く、次いで、「次世代産業等の誘致」が高くなっています。

8) 環境

○多くは環境負荷の少ない“公共交通機関”の利用促進、“自然環境・景観”の保全

- ・「できるだけ公共交通機関を利用できる仕組みの導入」、「自然環境や景観の保全」の割合が特に高くなっています。

9) 防災

○多くは“防災基盤”、“防犯灯”の整備・充実

- ・「防災基盤の整備」の割合が最も高く、次いで、「防犯灯の充実」が特に高くなっています。

(4) 市民活動やまちづくりの進め方

1) 市民活動の参加状況

○高校生の参加活動は高く、市民ともに“イベントや祭り”“サークル活動”への参加

- ・市民調査では、「参加していない」の割合が最も高く、参加状況は、「地域のイベントやお祭り」、「サークル活動」、「自治活動」が特に高くなっています。
- ・高校生調査では、「地域のイベントやお祭り」、「サークル活動」の割合が特に高く、「参加したくない」は低くなっています。

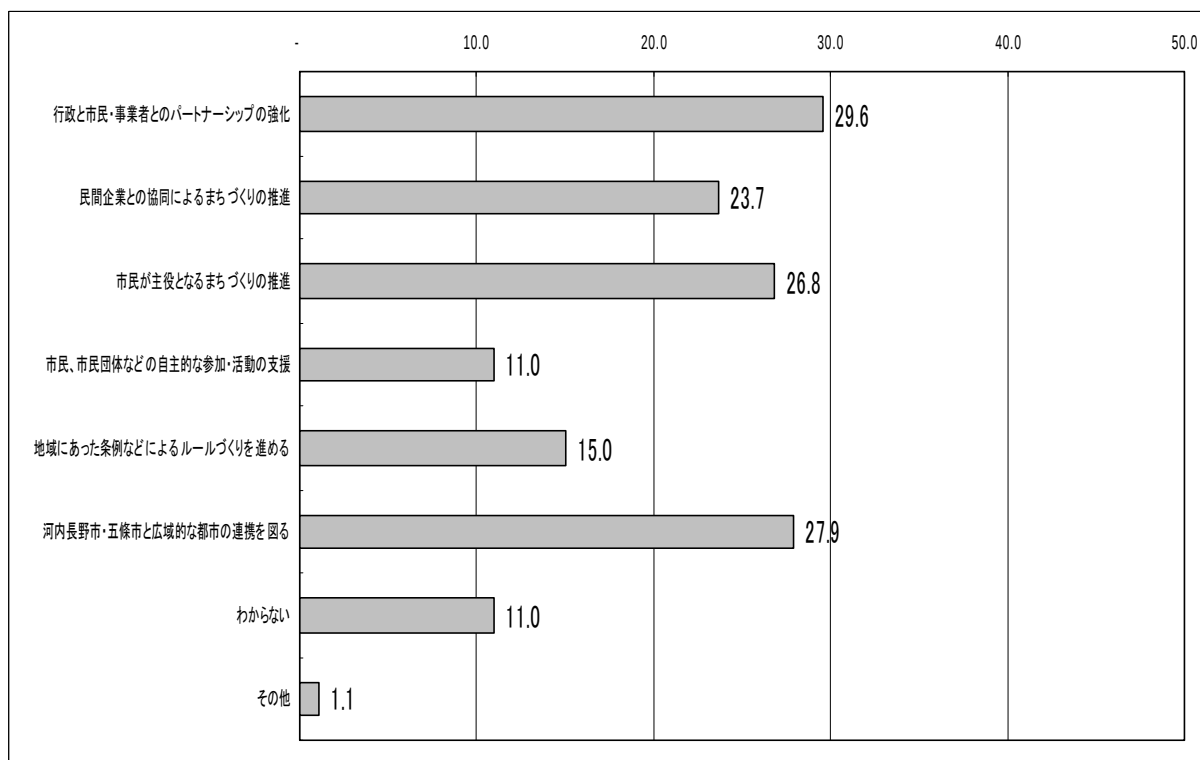
2) まちづくりの進め方（グラフ「まちづくりの進め方」参照）

○“広域連携”がともに多く、市民は“パートナーシップ型”、高校生は“市民主役型”

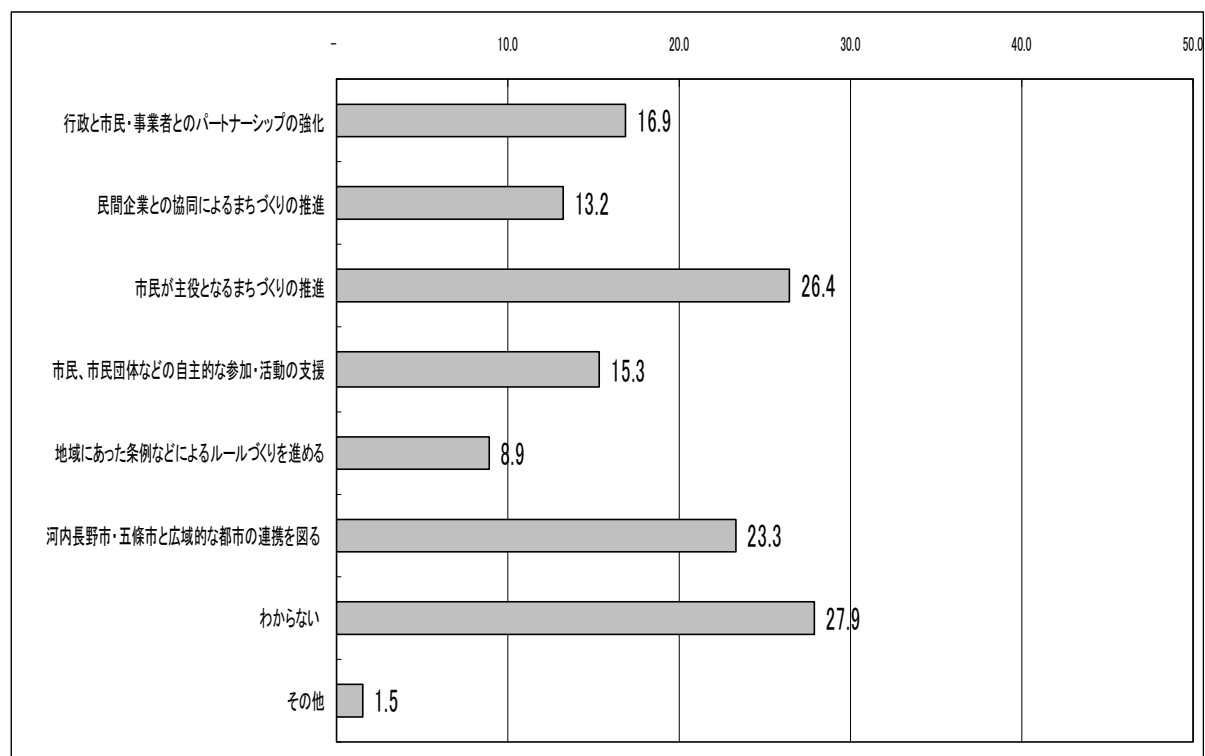
- ・市民調査では、「行政と市民・事業者とのパートナーシップの強化」、「河内長野市・五條市と広域的な都市の連携を図る」、「市民が主役となるまちづくりの推進」の割合が特に高くなっています。
- ・高校生調査では、「市民が主役となるまちづくりの推進」、「河内長野市・五條市と広域的な都市の連携を図る」の割合が特に高くなっています。

■まちづくりの進め方

○市民調査



○高校生調査



4.都市づくりの主要課題

都市の現状と動向、市民・高校生アンケート等から、本市では以下のような都市づくりの課題があげられます。

(1) 豊かな自然環境の保全と多様な景観の保全と創造

①市民の魅力である自然環境の保全

本市の中央部を紀の川が流れているとともに、北部和泉山脈では金剛生駒紀泉国定公園に、南部の紀伊山地は高野山町石道玉川峡県立自然公園に指定されているなど、水と緑の優れた自然環境を有しています。

市民・高校生アンケート調査においても、橋本市の魅力として「自然環境の良さ」の割合が最も高くなっています。

本市の居住魅力をさらに伸ばしていくためには、こうした自然環境の保全を図る必要があります。

②多様な景観の保全と創造

本市では、優れた自然環境と併せて、河川やため池などの河川景観や山並み景観が形成されています。また、特産物である柿畑などの樹園地や田園景観が生業の景観を形成しています。さらに、文化財や宿場町の風情が残る歴史的まちなみなど多様な景観が形成されています。

市民・高校生アンケート調査では、市の将来像について「自然の風景を残したまち」の意向とともに、まちづくりの施策について「自然的景観・歴史的景観の保全」の意向が高くなっています。

このため、橋本らしい多様な景観の保全と創造に努める必要があります。

(2) 地域の活性化と広域的な交通利便性の向上

①中心商業機能、身近な商業機能の維持・向上

本市の商業については、商品販売額が平成 9 年をピークに減少し、商店数も平成 6 年 1,058 件をピークに減少しており、平成 19 年で 757 件となっています。

市民・高校生アンケート調査における買い物実態をみると、日用品及び非日用品の買い物場所は「市内の郊外型の店舗」で、駅周辺の商店街や店舗の利用は少なくなっています。

また、市民・高校生アンケート調査では、まちづくり施策として、「JR 橋本駅周辺を中心市街地の整備」、「身近な生活サービス地の充実」の意向が高くなっています。一方、若い世代の転入促進に必要な施策について、20 歳代で「商業地の充実」の意向が高くなっています。

こうした状況や意向等から、JR 橋本駅周辺では賑わいのある商業地の形成とともに、身近な生活サービス地における利便性の確保に努め、市民の買い物の利便性を向上させる必要があります。

②産業の活性化

本市の工業については、工業出荷額等が平成 7 年をピークに大きく減少し、事業所数も

平成 2 年の 770 件から、平成 21 年で 116 件と大きく減少しています。工業出荷額等の減少は地域経済に大きく影響しているとともに、事業所数の減少は、若い世代の転出を招く要因となっています。

市民アンケート調査では、定住に必要な施策として、定住意向者、転出意向者ともに、「次世代産業等の雇用機会の創出」が比較的高く、まちづくり施策として「地元雇用が期待できる企業の誘致」が特に高くなっています。

このため、京奈和自動車道橋本 IC の建設効果を活用するとともに、国道 371 号の整備など交通基盤の充実等と併せて、工業地における企業誘致を積極的に推進する必要があります。

③産業や交流の基盤となる広域交通ネットワークの充実

本市では関西大環状道路の一部を形成する京奈和自動車道「橋本道路」や和歌山市と京都市に連絡する国道 24 号、高野山方面に連絡する 370 号が東西方向に、また、大阪府方面に連絡する国道 371 号が南北方向に通っており、これら道路等が本市の広域幹線道路となっています。

市民アンケート調査では、まちづくりの施策として、「広域的な幹線道路の整備」意向が高くなっています。

物流効率の向上や広域的な交流を促進するため、これら広域幹線道路の整備・改良を促進する必要があります。

(3) 橋本で住み続けたい魅力ある定住環境づくり

①定住化の促進と多様な暮らしの場における快適な環境づくり

本市の人口（国勢調査）は、平成 22 年 66,361 人で、平成 12 年の 70,469 人をピークに減少しており、社会動態においては、進学世代（15～19 歳）・就職世代（20 歳～24 歳）の転出が大きな要因となっています。

市民・高校生アンケート調査では、定住に必要な施策として、転出意向者、高校生は「通勤・通学の利便性の向上」の意向が高く、若い世代の転入促進に必要な施策は、20 歳代が「商業地の充実」、30 歳代は「子育て環境の充実」や「雇用機会の創出」の意向が高くなっています。

定住化を促進するためには、こうした市民のニーズに総合的に対応していくとともに、本市の多様な暮らしの場（駅周辺のまち、宿場町の風情が残るまち、計画的に開発された緑豊かなまち、紀の川沿いの潤いのあるまち、のどかな農山村のまち等）で土地利用や建築活動の適正な規制・誘導等や地域資源を有効に活用しつつ、日々の生活を楽しめる定住環境づくりに取り組んでいく必要があります。

②生活環境の向上

平成 23 年度末における都市公園一人当たりの整備面積は、県平均（6.88 m²）を大きく上回り 14.76 m²となっています。

市民アンケート調査では、まちづくりの施策として、「多世代が交流できる施設の充実」「歩いていける公園の整備」「四季感あふれる公園の整備」の意向が高くなっています。

地域コミュニティなど多様な交流や、やすらぎが感じられる場などを確保していくため、

橋本市運動公園や紀の川の河川敷緑地など特色ある既存公園等の充実や観光・レクリエーション資源の利用促進に努める必要があります。

平成 22 年度末における汚水処理人口普及率 88.7%は県平均（51.9%）を大きく上回り、県下で第 4 位となっています。市民アンケート調査では、まちづくりの施策として、「下水道事業等の推進による水質浄化」の意向が比較的高く、健康な生活の確保や美しい紀の川の環境を守り育てるためにも、更なる整備に取り組んでいく必要があります。

③交通環境の向上

市道の未改良延長は 53.5%で、このうち 3.5m未満の狭あいな未改良道路の延長が 51.2%を占めています。北部丘陵の大規模住宅開発地では、計画的に道路整備が行われていますが、旧市街地などの多くでは狭あいな道路がみられます。

市民アンケート調査では、まちづくりの施策として、「身近な生活道路の整備」の意向が特に高くなっています。買い物や通勤・通学などに必要な安全で快適な通行を確保するため、権利者等との合意形成を図りながら、狭あいな道路の解消に努める必要があります。

市民の日常の交通手段である鉄道・バスなどの公共交通機関は、南海高野線と JR 和歌山線が橋本駅で結節しています。また、バスは路線バスとコミュニティバスが運行されています。

市民・高校生アンケート調査では、定住に必要な施策として、転出意向者と高校生で「通勤・通学の利便性」の意向が最も高く、また、まちづくりの施策として、「バス・鉄道の連携・充実」の意向が比較的高くなっています。さらに、買い物の交通手段として、回答者の 8 割近くが自動車を利用しています。

このように、定住化の促進に対して、特に、通勤・通学の利便性の向上が求められており、交通バリアフリーの推進、公共交通の定時性や各交通機関の円滑な乗り継ぎの確保が必要であるとともに、環境面からも、円滑な市内道路交通の確保と併せて公共交通を中心とした交通環境の向上に努める必要があります。

④市民の安全・安心の確保

市民・高校生アンケート調査では、“住み続けたい”の意向は年齢が上がるほど高く、そのうち定住意向者は、「福祉・医療の充実」の意向が高い傾向にあります。

また、生活施設について、「安心して過ごせる公園の整備」の意向が高くなっています。このようなことから、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進など人の視点に立った施設等の整備に配慮する必要があります。

本市では、地震・水害・火災等の被害を最小限に抑えるため、地域防災計画に基づき、さまざまな施策を展開しています。

市民アンケート調査では、市の将来像において、「安全・安心に暮らせるまち」の意向が高くなっており、初動期における地域防災の充実等を含めて災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

第2章 全体構想

1.都市の将来像

(1) まちづくりの基本理念と将来像

橋本市長期総合計画では、まちづくりの基本理念と将来像を以下のように定めており、都市計画マスタープランにおいても、これに即して都市づくりの実現を目指します。

■まちづくりの基本理念

ふれあいを深める視点

- 人権を尊び 人の和を大切に
夢とやすらぎのある
あたたかいまちをつくります



まちづくりの基本理念

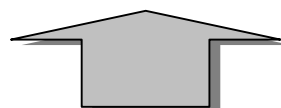
～ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり～

- 人々が生き生きとくらし、働き、学べること
- まちの緑や水が輝き、個性ある風土が培われること
- 地域に伝わる歴史や文化が大切にされ、未来に継承されること



環境と共生する視点

- めぐまれた自然を生かし
環境をととのえ
水と緑の住みよいまちをつくります



個性を活かす視点

- 伝統を守り 教養を深め
文化の薫りたかいまちをつくります
- スポーツに親しみ 心身をきたえ
健康で明るいまちをつくります
- 勤労をよろこび 技術をみがき
豊かな産業のまちをつくります

橋本及び高野口都市計画整備、開発及び保全の方針（平成16年5月策定）

＜まちづくりの基本理念＞

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1.コンパクトなまちづくり | 4.環境共生のまちづくり |
| 2.交流による活力あるまちづくり | 5.ひと・コミュニティを育むまちづくり |
| 3.安全・安心なまちづくり | |

■橋本市の将来像

と き 時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本

～将来像の意味を市民と行政が共有化して、その実現を目指していきます～

と き 時間ゆたかに流れ

「ゆとり」とは、物質的に満足しているだけでなく、人々が無理のないくらしができることであり、時間に追われることなく、余裕をもって働き、学び、楽しめることです。

暮らし潤う

「潤い」とは、市民一人ひとりの個性や能力が尊重されること、人と人との関係が好ましいものであること、人を包む自然環境や都市環境の質がすぐれたものであることなどから生まれるものです。

創造都市

わたしたちは、このような人々の「ゆとり」と「潤い」が生まれることを橋本市の発展と考え、美しい自然や魅力ある歴史・文化資源などを背景に、人と人との支え合いや交流によって生活の質を高めていくことができるまちを目指します。

（２）将来人口

都市計画マスタープランにおける目標年次（平成 34 年）の将来人口については、橋本市長期総合計画の考え方に即して設定するものとします。なお、今後、長期総合計画の見直しに併せて、将来人口の見直しを検討します。

１）将来人口の基本的考え方

本市の人口は、平成 22 年 9 月末現在 67,988 人（住民基本台帳人口及び外国人登録人口）となっています。各年の動向をみると、平成 11 年をピークに人口は減少に転じその傾向は現在でも続いている状況です。

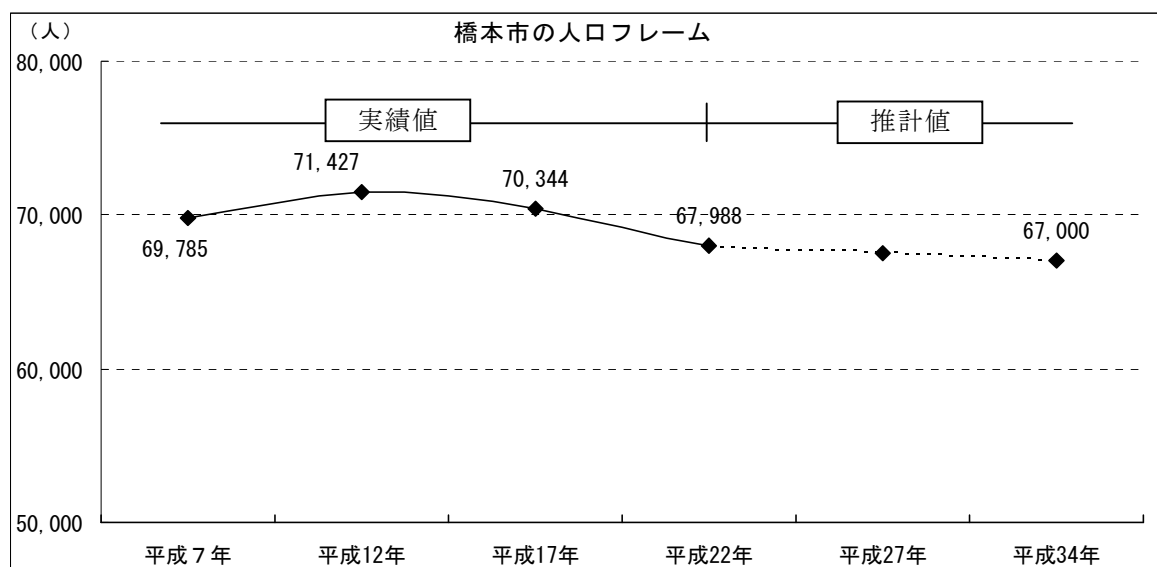
本市の将来人口については、「住民基本台帳人口及び外国人登録人口」を本市の基本人口とし、平成 17 年（2005 年）国勢調査によるコーホート要因法※の推計結果を踏まえて算出すると、平成 29 年（2017 年）には約 65,500 人となり、わが国における人口減少の動向などからも、人口減少は今後も進むものと想定されます。

人口減少は、地域コミュニティや地域経済等に影響することから、人口減少を最小限に止めるための子育て支援や企業誘致、新たな産業の創出などの施策を積極的に展開し、人口減少の抑制に努めるものとします。

※コーホート要因法：「コーホート」（ある一定期間に出生した人口の集団（通常は年齢階層別男女の人口）をいう。）の時間的な変化に基づき、将来人口を推計する方法。

２）将来人口の設定

平成 34 年（2022 年）の人口フレームについては、上記の考え方に基づき、長期総合計画における目標年次（平成 29 年）の将来人口を維持し 67,000 人とします。また、観光、産業、イベント等による交流人口の増加に努めるものとします。



注：人口フレームの実績値は住民登録人口及び外国人登録人口の数値である。

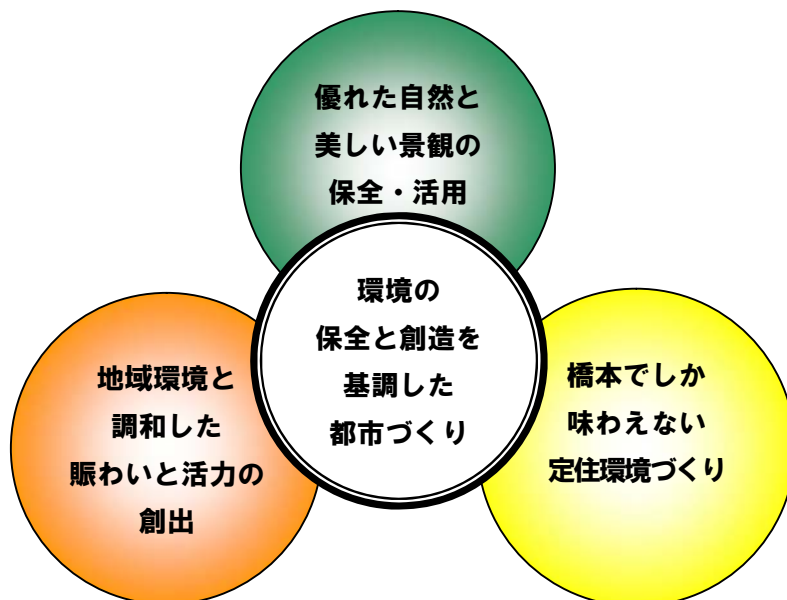
(3) 都市づくりの目標

都市づくりの主要課題に対応しつつ、橋本市の将来像を具現化するため、本市の都市づくりの目標を以下のように設定します。

1) 橋本らしい都市づくりの考え方

市民の多くが感じている橋本の良さは、紀の川をはじめ、金剛生駒紀泉国定公園や高野山町石道玉川峡県立自然公園など水と緑豊かで美しい自然の景観です。また、多くの歴史、文化的資源も魅力となっています。

本市の都市づくりにおいては、こうしたかけがえのない環境の保全と創造を基調に、優れた自然と美しい景観の保全と活用、地域環境と調和した賑わいと活力の創出、さらには橋本でしか味わえない多様な暮らし方や楽しみ方ができる定住環境づくりを目指していきます。



2) 都市づくりの目標

①紀の川を基軸に豊かな水と緑の風景を守り育てるまちに

本市の中央を流れる紀の川は、地域の祭りの場や憩いの場であるとともに、柿や鶏卵などの特産物、へら竿・パイル織物の地場産業などは川の恩恵を受けながら発展を遂げてきており、紀の川は市民の暮らしと密接に関わっています。

また、北部和泉山脈は金剛生駒紀泉国定公園、南部紀伊山地は高野山町石道玉川峡県立自然公園に指定されているなど豊かな自然とやすらぎのある風景が形成されています。

こうした自然環境や景観は市民の居住魅力となっており、紀の川を基軸に豊かな自然環境を守り育てるまちづくりを目指します。

②歴史に培われた高い技術力と創造力を活かした賑わいと活力のあるまちに

全国的に知られる特産物や地場産業は、地域風土とともに、先人の高い技術力と創造力から生み出されたものです。

こうした資源をもとに、高い技術と創造性を発揮しながら、地域産業の持続的成長や個性と魅力のある商業地の形成、観光・交流の推進など、賑わいと活力のあるまちづくりを目指します。

③橋本固有の多様な暮らし方を楽しめる定住したくなるまちに

本市では駅周辺の既成市街地、高野口駅周辺などの歴史的市街地、紀の川沿いの市街地、北部丘陵の緑豊かなニュータウン、田園や里山などの人と自然が共生する集落地など多様な暮らしの場があります。

こうした暮らしの場では、応其上人によって築かれたまちの資源やそれぞれの地域特性を活かしつつ、人や環境を視点に生活基盤施設等を充実し、日々の暮らしを楽しめる安心・快適な定住環境の整ったまちづくりを目指します。

(4) 将来の都市構造

1) 将来都市構造の基本的考え方

本市では、豊かな水と緑の自然環境の保全と美しい景観の維持・向上をはじめ、中心拠点や地域生活拠点における商業、業務、文化、居住等の諸機能の強化、環境調和型産業拠点における企業集積など、都市拠点における機能の集約化を促進し、賑わいと活力のある商業地の形成や地域産業の持続的発展を図ります。また、安全で快適な定住環境づくりや公共交通を中心とした交通ネットワークの形成など、生活に便利で、環境への負荷が少ないコンパクトな都市を形成していきます。

2) 本市の将来都市構造

①市街地ゾーン

国道 24 号と JR 和歌山線に沿って発達した東西の既成市街地の区域や南海高野線沿いで形成された新市街地等の区域を「市街地ゾーン」とします。このゾーンでは、秩序ある土地利用や建築活動の誘導を図るとともに、県北東部の拠点都市にふさわしい計画的な市街地の形成に努めます。

また、個性と賑わいのある商業地づくりを促進するとともに、自然や歴史に培われてきた地域産業等の生産活動を増進するため工業地を適正に配置します。

さらに、既成市街地等の住宅地では、道路・公園など公共施設の適正な配置とともに、郊外の住宅開発地では良好な住環境の維持・向上に努めます。

一方、市街地及びその周辺では、緑豊かな都市環境と美しい都市景観を形成するため、樹林地や河川等の緑の保全に努めます。

・ 中心拠点・地域生活拠点

橋本駅周辺を「中心拠点」、高野口駅周辺、京奈和自動車道橋本東 IC 周辺、林間田園都市駅周辺を「地域生活拠点」とし、地域特性を活かしつつ、商業、業務、文化、居住等の諸機能の集積を図ります。

・ 環境調和型産業拠点

地域経済の安定した発展や職住近接のまちづくりを推進するため、京奈和自動車道橋本東 IC の北部一帯及び恋野地区の一部を「環境調和型産業拠点」として、周辺環境と調和した企業の誘致に努めます。

②みどりふれあいゾーン

森林と農地などが混在する区域は「みどりふれあいゾーン」とし、里山や農地等の自

然や景観の保全を図るとともに、自然・農業体験や環境学習など、市民や来訪者が自然とふれあう場としての活用を図ります。また、集落地においてはコミュニティの維持や農地等の荒廃化に留意しつつ、生活環境の充実など集落環境の向上に努めます。

③みのり増進ゾーン

本市北部の丘陵部や南部の紀の川沿いの丘陵地に広がる優良農地の区域を、「みのり増進ゾーン」とします。このゾーンでは、市街地のスプロール化・拡散化等による優良農地の虫食いの土地利用や荒廃化を防止し、豊かな土地や水資源に育まれてきた地域農産物の高付加価値化と都市近郊型農業を推進します。

④交流レクリエーションゾーン

橋本市運動公園周辺や南部の南宿周辺を「交流レクリエーションゾーン」とします。このゾーンでは、市民の余暇活動や交流の促進に努めるとともに、観光の振興を図ります。

・観光拠点

やどり温泉いやしの湯周辺を「観光拠点」として、観光・レクリエーション施設の充実や景観の向上に努めるなど滞在型観光機能の強化に努めます。

⑤みどり保全ゾーン

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、及び高野山町石道玉川峡県立自然公園を含む南部の山地を「みどり保全ゾーン」とします。

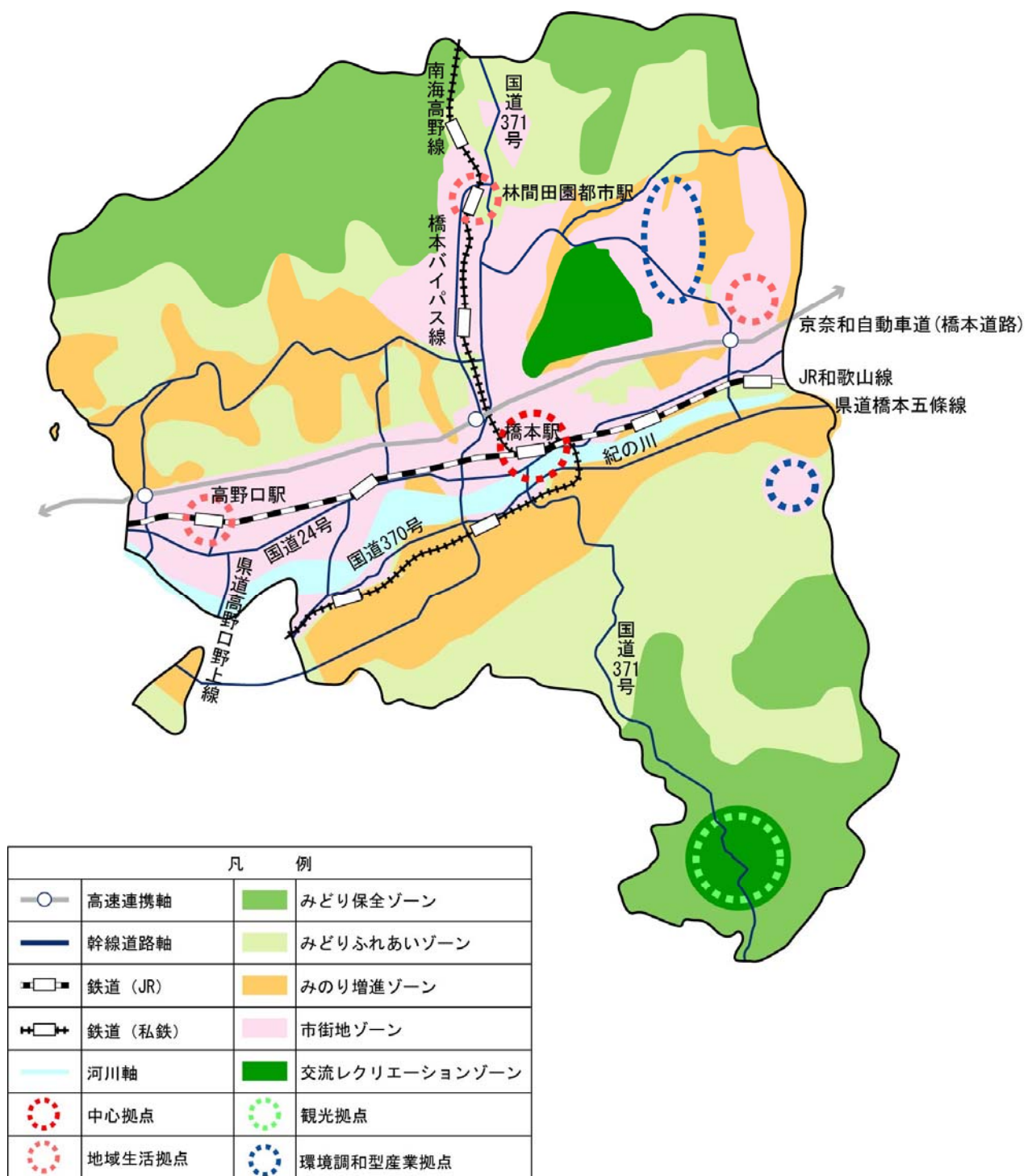
このゾーンでは、災害の予防や水源かん養をはじめ、地球温暖化の防止、景観・都市環境の形成など、公益的な機能の維持・増進に努めるため、開発行為の適正な規制等により、豊かな自然環境や景観の保全を図るとともに、治山・治水対策を促進します。

⑥河川軸

紀の川については、ダムによる安定した河川の治水機能が保持されるなかで、多様な交流の場や市民の憩いの場などとして、本市のシンボルとなる美しい水辺環境の創造と活用を図ります。

⑦交通軸

環境負荷の軽減や自動車を利用しない高齢者、障がい者などに配慮しつつ、公共交通を中心に、拠点間や土地利用の各種ゾーンをネットワークするため、南海高野線、JR和歌山線の鉄道や、国道24号、371号等の道路による連携軸を形成し、これらの軸を骨格として土地利用の適切な誘導を図ります。



将来都市構造図

2.都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 土地利用の基本的考え方

市街地については、無秩序な市街地の拡散の抑制を基本としつつ、住宅地、商業地、工業地、沿道サービス地等のバランスのとれた市街地を形成します。住宅開発地の未利用地については、本市の持続的発展を目指し、産業用地などとしての活用を図るなど、土地の有効活用を促進します。なお、橋本地域においては、目標とする土地利用と現況土地利用が乖離する地区について、適正な見直しを行います。また、高野口地域については、用途地域等の指定を図り、土地利用や建築活動を適正に規制・誘導します。

市街地外においては、農林業的土地利用を基本とし、無秩序な宅地系土地利用を抑制します。一方、集落地の活性化を図るため、農地や森林を保全しつつ、必要に応じて土地の有効利用に努めます。

2) 土地利用の方針

ア. 市街地

①低層住宅地区

- ・郊外の大規模住宅団地を中心とする低層戸建て住宅地については、低層住宅地区として、良好な住環境の維持・向上に努めます。

②中高層住宅地区

- ・教育施設地区や中高層の集合住宅地区等については、中高層住宅地区として、教育環境等と一体となった良好な住環境の維持・向上に努めます。

③一般住宅地区

- ・小規模な工場や店舗等が混在する住宅地については、一般住宅地区として、住環境の保護を図ります。

④中心商業地区

- ・本市の中心的な商業・業務地である橋本駅周辺については、中心商業地区として、土地の高度利用を進め、商業・業務機能等の集積を促進します。

⑤地域商業地区

- ・高野口駅周辺及び隅田地区の商業地については、中心商業地区を補完する地域商業地区として、商業機能等の集積を促進します。

⑥近隣商業地区

- ・近隣の日常購買施設が立地する商業地については、近隣商業地区として、生活利便施設の集積を促進します。

⑦住居系沿道サービス地区

- ・住宅施設を中心とする幹線道路沿道地区については、住居系沿道サービス地区として、住環境の保護を図りつつ沿道サービス施設の立地を誘導します。

⑧工業系沿道サービス地区

- ・商工業施設を中心とする幹線道路沿道地区については、工業系沿道サービス地区として、沿道サービス施設の立地を誘導します。

⑨産業集積地区

- ・比較的大規模な工業地については、産業集積地区として、既存工場等の操業環境の確保や企業誘致を促進します。

⑩住宅・産業共存地区

- ・工場と住宅・店舗等が混在する工業地については、住宅・産業共存地区として、職住近接の工業環境の形成に努めます。

⑪行政サービス集積地区

- ・市役所周辺においては、行政サービス集積地区として、公共公益施設の集積を図り、利便性の向上に努めます。

イ. 市街地外

①農業・集落地区

- ・農業振興地域等においては、農地と一体となった農業・集落地区として、優良農地の保全や田園環境を魅力としたふれあいの場の創出に努めるとともに、集落地環境の向上に努めます。

②スポーツ・レクリエーション地区

- ・橋本市運動公園やゴルフ場周辺については、スポーツ・レクリエーション地区として、スポーツや健康増進の場の確保に努めます。

③紀の川・レクリエーションゾーン

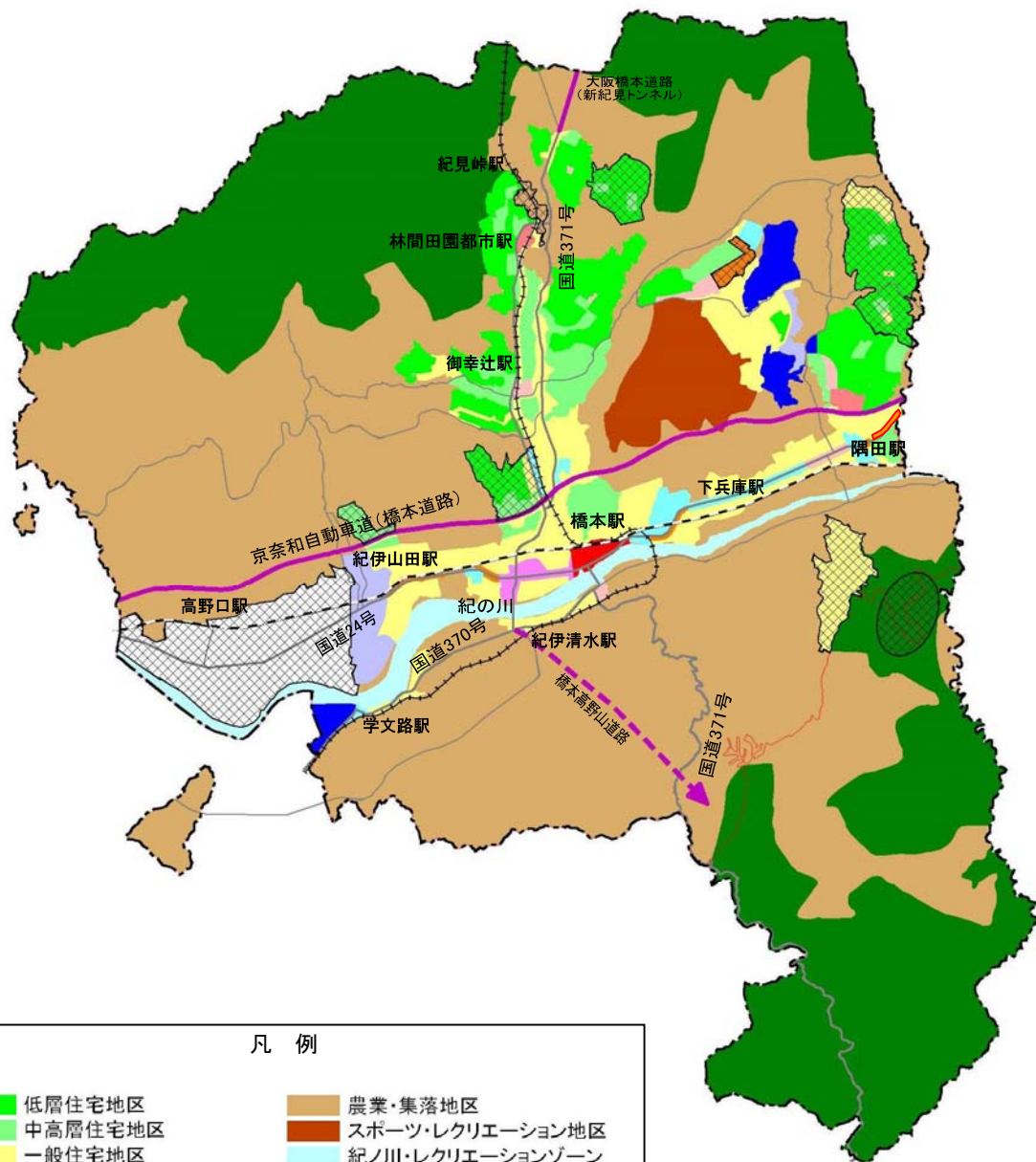
- ・紀の川については、紀の川・レクリエーションゾーンとして、親水性豊かな憩いの場の確保に努めます。

④山林ゾーン

- ・市街地背後に広がる豊かな山林については、山林ゾーンとして、豊かな自然環境の保全と活用に努めます。
- ・やどり温泉いやしの湯周辺など、自然とのふれあいの場の確保に努めます。

ウ. 土地利用検討地区

- ・まとまりのある未利用地などについては、今後の土地利用動向や土地の有効活用の必要性等を踏まえ、開発又は保全的土地利用の検討を行います。



凡 例

- | | |
|--|---|
| 低層住宅地区 | 農業・集落地区 |
| 中高層住宅地区 | スポーツ・レクリエーション地区 |
| 一般住宅地区 | 紀ノ川・レクリエーションゾーン |
| 中心商業地区 | 山林ゾーン |
| 地域商業地区 | 土地利用検討地区 |
| 近隣商業地区 | 高規格幹線道路 |
| 住居系沿道サービス地区 | 高規格幹線道路候補路線 |
| 工業系沿道サービス地区 | 広域・地域幹線道路 |
| 産業集積地区 | 鉄道 |
| 住宅・産業共存地区 | 都市計画区域 |
| 行政サービス集積地区 | |

土地利用方針図

(2) 道路・交通の方針

1) 道路・交通の基本的考え方

観光交流や物流効率などを高める広域幹線道路等の充実とともに、市民と協力しながら、安全・安心な生活道路の確保に努めます。

また、高齢社会や環境負荷の軽減などに対応するため、人や環境の視点に立った交通環境の整備とともに、定住化を促進するため、通勤・通学に便利な公共交通サービスの向上に努めます。

2) 道路・交通の方針

ア. 道路の方針

①総合的な道路ネットワークの形成

- ・交通渋滞緩和など安全性と快適性の確保に十分留意しつつ、京奈和自動車道の側道と結節する市内幹線道路の充実や、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークの形成に努めます。

②広域幹線道路等の整備

- ・京奈和自動車道全線や国道 371 号バイパスの早期整備及び沿道利用の促進をはじめ、大阪橋本道路（新紀見トンネル）、橋本高野山道路の整備促進やその他国道及び地域幹線道路である県道等の改良等を関係機関に要望します。
- ・やどり温泉いやしの湯へのアクセス道路である国道 371 号については、改修、拡幅を促進します。
- ・橋本駅周辺の中心市街地第一地区土地区画整理事業と併せて、国道 24 号、国道 370 号の整備を促進します。

③市内幹線道路等の整備

- ・市内交通の円滑化を図るため、県道山田御幸辻停車場線及び山田岸上線（西部地域の幹線道路）、橋本五條線、二見御幸辻停車場線、山内恋野線（恋野橋の架け替え等）並びに伏原田原線、小峰台垂井線、山内垂井線や広域農道（紀の川左岸）等の整備を促進します。

④都市計画道路の整備と適切な見直し

- ・市内交通の円滑化と沿道土地利用の有効活用を図るため、都市計画道路の計画的な整備に努めるとともに、長期末着手路線については、その必要性や実現性等を総合的に評価した上で適正な見直しを行います。

⑤身近な生活道路の充実

- ・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者の協力のもと、狭あいな道路や行き止まり道路等の解消に努めます。

⑥人や車にやさしい快適な道づくり

- ・子どもや高齢者などの安全で快適な歩行を確保するため、歩道のバリアフリー化に努めます。
- ・安全な道路環境を確保するため、幹線道路における歩道整備の促進、通学路や危険箇所などにおけるガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。
- ・歩行や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成に努めます。
- ・通過車両や観光客の利用に対応して、わかりやすい案内誘導板の設置に努めます。

⑦道路管理の充実

- ・安全な道づくりを進めるため、危険箇所の改良などに努めます。
- ・「橋梁の長寿命化修繕計画」の策定に基づき、計画的な修繕とともに、架け替えコストの縮減を図ります。
- ・道路への美化意識の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度※の導入を推進します。

※アドプト制度：行政が特定の公共財産（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

イ. 公共交通の方針

①鉄道交通の充実

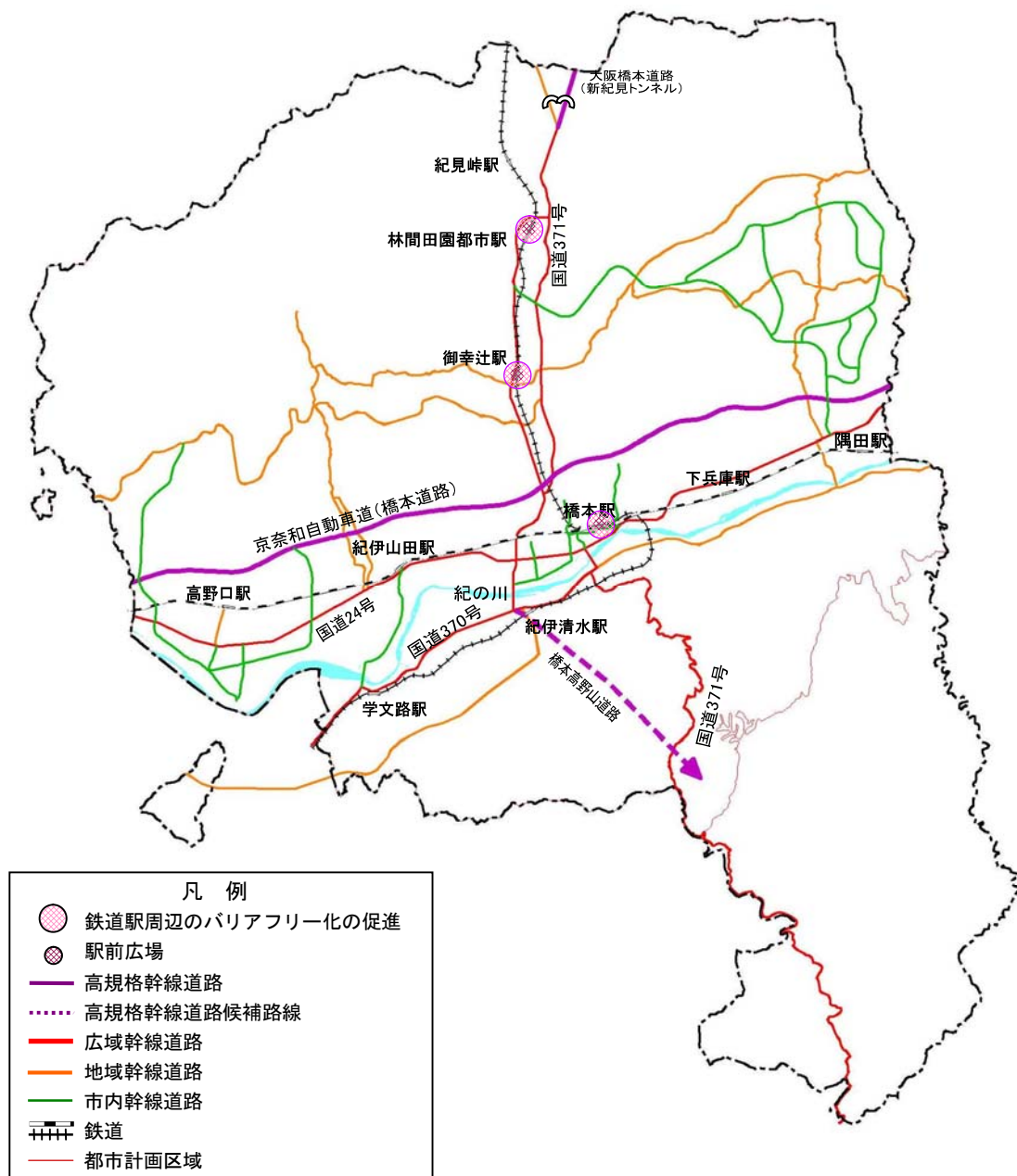
- ・橋本駅や林間田園都市駅及び周辺のバリアフリー化を引き続き促進するとともに、JR 和歌山線及び南海高野線の増便や輸送力の増強、鉄道間における乗り継ぎの利便性の向上を関係機関に要望します。また、市民に対して鉄道利用の促進を啓発します。

②駅前広場の整備

- ・鉄道駅における各種交通機関との結節機能を強化するため、御幸辻駅前広場の整備を推進するとともに、林間田園都市駅前広場の整備を検討します。

③バス交通の充実

- ・高齢社会や環境負荷の軽減等に対応し、市民のバス利用を促進するため、事業者に対してバス停の改善、低床バスの導入、鉄道との乗り継ぎの利便性の向上等を要望するとともに、国・県に対して不採算路線への補助を要望します。
- ・橋本市コミュニティバスの安定した運営を図るため、その周知・啓発等により利用の促進に努めるとともに、地域公共交通において、高齢社会に対応した運営形態について引き続き検討します。



道路・交通の方針図

(3) 水と緑の方針

1) 水と緑の基本的考え方

本市の居住魅力である自然環境や水辺環境の保全・活用を図ります。また、市民の憩いの場や地域の交流の場となる公園・緑地の充実、市民主体の緑化活動を促進します。

さらに、公共下水道等の整備による生活環境や河川水質等の向上、うるおいのある河川環境の創出など、水と緑豊かな都市環境を市民とともに守り育てていきます。

2) 水と緑の方針

ア. 公園・緑地の方針

①自然環境の保全・活用

- ・金剛生駒紀泉国定公園等の山並みや里山などについては、緑豊かな自然環境の保全・活用に努めます。
- ・自然とのふれあいの場として、自然環境に配慮しつつ、ハイキングコースやバードウォッチングを楽しむことができる環境の確保に努めます。

②紀の川等の水辺環境の整備

- ・紀の川をはじめ、その支流である橋本川等の河川やため池などについては、動植物の生息・生育環境を保全しつつ、市民のやすらぎや憩いの場としての活用を促進します。

③公園・緑地の充実

- ・市民の憩いの場の創出や交流を促進するため、土地区画整理事業等と併せて公園・緑地の確保に努めます。
- ・鉄道駅周辺の市街地においては、まちなかの憩いの場として、空き地等を活用しポケットパーク等の整備に努めます。
- ・四季折々の花が美しい杉村公園、桜の名所や古墳の在り所である高野口公園や丸山公園については、緑の拠点として、郷土資料館など公園施設の拡充や管理の充実に努めます。
- ・橋本市運動公園や住吉運動公園、紀の川河川敷を利用したグラウンドなどについては、スポーツ拠点として、市民の健康増進や交流機能等の確保に努めます。

④公園・緑地の適切な維持管理

- ・既存の公園・緑地については、遊具等の施設の適切な管理に努めるとともに、防犯に配慮した施設や植栽の配置に配慮します。
- ・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アドプト制度の導入を推進するとともに、地域住民の合意形成が図られた地区については、利用しやすい公園への改善を検討します。

⑤水と緑のネットワークの形成

- ・自然の生態系にも配慮した、人と自然が共生する都市環境を形成するため、都市公園、河川・水路や歴史街道等を結ぶ水と緑のネットワークづくりを推進します。

⑥緑化の推進

- ・花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組みます。

イ. 河川の方針

①治水対策と併せた親水空間の確保

- ・安全で親しみのもてる水辺環境を形成するため、紀の川とその支流の治水対策と併せて水辺に親しむ場の確保を促進します。

②河川の水質保全と美化

- ・近隣自治体や関係機関と連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取り組みます。

ウ. 下水道の方針

①公共下水道等の整備

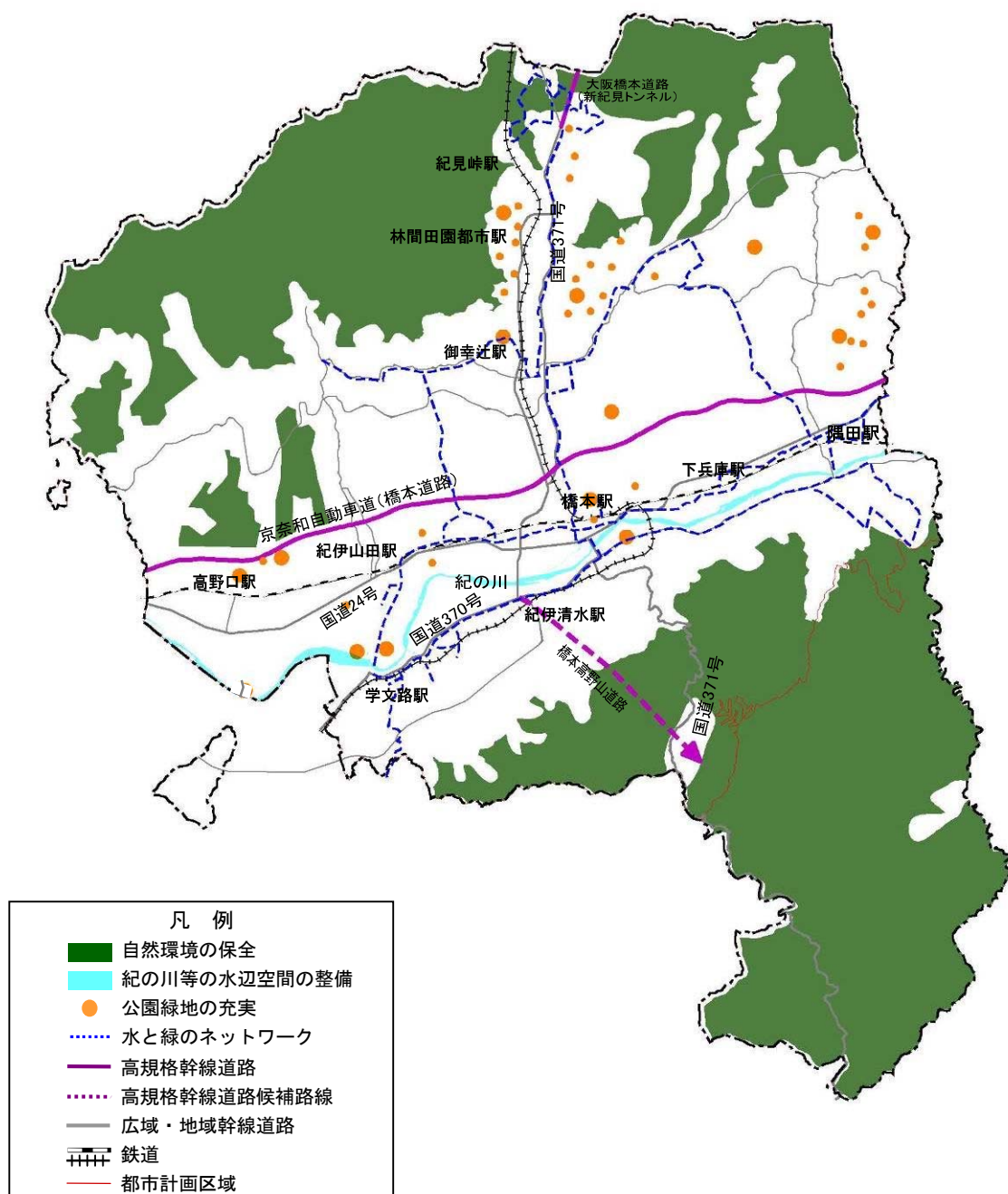
- ・良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、今後も未整備区域の整備に努めます。
- ・公共下水道区域外及び農業集落排水事業区域外の地域については、合併処理浄化槽の必要性や補助制度についての周知・啓発を行い、設置の促進に努めます。

②施設の適切な維持管理

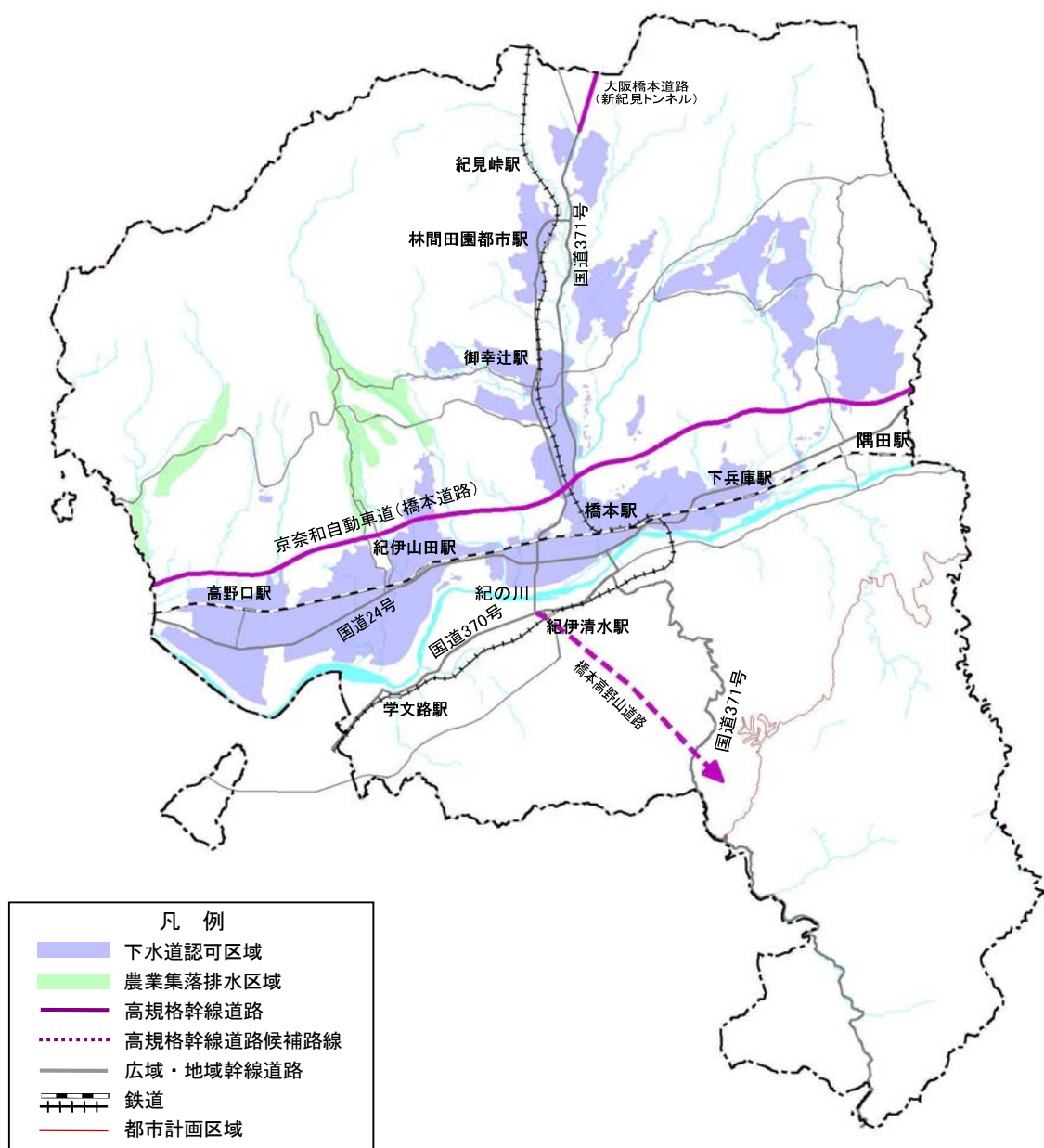
- ・公共下水道事業及び農業排水事業施設の健全化を図るため、污水管の適切な維持・管理を図ります。
- ・公共下水道事業及び農業集落排水事業施設が供用開始された地区では、その接続を促進します。

③水の有効利用

- ・再生可能エネルギー等への雨水の活用とともに、災害時の備蓄対策等における高度浄水処理水の活用を検討します。



水と緑の方針図



下水道・河川の方針図

(4) その他公共施設の方針

1) その他公共施設の基本的考え方

すべての市民が安心して利用できるよう公共施設のバリアフリー化を推進します。

また、幅広い世代の居住を促進するため、保健福祉施設や教育施設、生涯学習施設の充実とともに、産業振興の拠点施設の整備を検討します。

さらに、快適で安心した市民生活を支えるごみ処理場や消防施設などの生活環境施設の充実に努めます。

2) その他公共施設の方針

①公共施設のバリアフリー化

- ・高齢者や障がい者などが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めるため、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

②保健福祉施設の充実

- ・乳幼児から高齢者にいたるすべての市民の健康づくりの拠点となる橋本市保健福祉センターを建設し、健康診査や健康教育・相談の充実に努めます。

③子育て支援施設の充実

- ・地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、子育て支援の拠点となる子育て支援センターを整備します。

④教育施設の充実

- ・幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整えるため、幼保一元化施設（認定こども園）の整備を推進します。
- ・住宅地開発などの土地利用活用動向を踏まえ、義務教育の施設の充実とともに、教育施設の再編による適正な配置と併せて、通学道路や通学交通の安全性及び利便性の確保に努めます。
- ・本市の将来を担う有能な人材を育成するとともに、若者の市外への流出や人口減少といった地域課題を解決するため、大学、専門学校等の誘致を推進します。

⑤生涯学習施設の充実

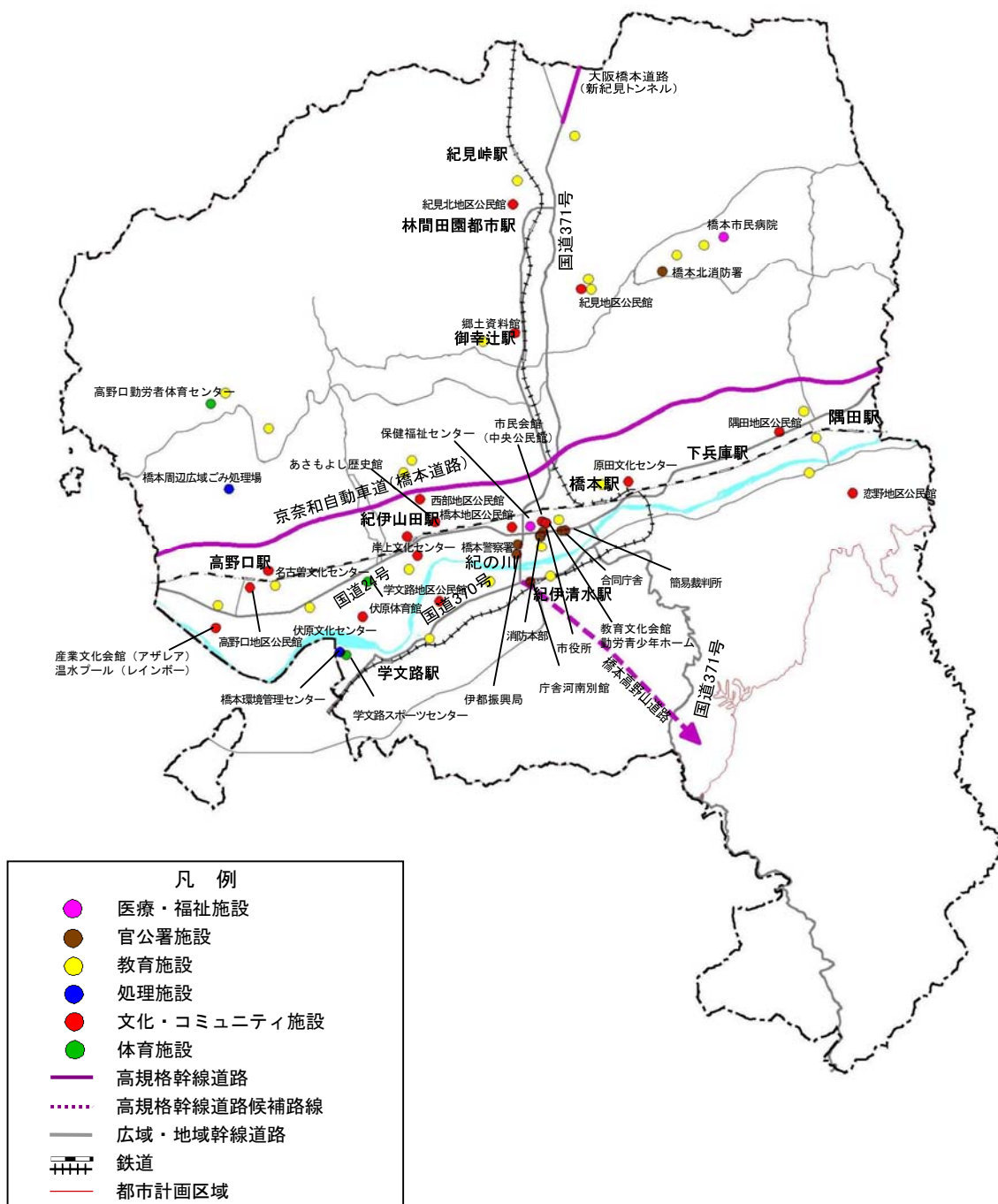
- ・生涯学習に関する多様な市民ニーズに対応するため、図書館を核とした生涯学習施設の整備を検討します。
- ・文化の振興や生涯学習等を促進するため、市民会館や教育文化会館、産業文化会館の充実に努めます。

⑥産業振興施設の整備検討

- ・地場産業、観光の振興や人材育成・起業支援といった産業振興機能、集客・情報発信機能を備えた施設として、（仮称）産業振興センターの整備を進めます。

⑦処理施設の充実

- ・橋本周辺広域ごみ処理場については、処理場の排熱を利用した温浴施設「紀望の里」周辺の利活用について検討します。
- ・橋本市一般廃棄物処理場（最終処分場）については延命化を図るとともに、新たな整備を検討し民間処理委託など、本市の状況に最も適した処理システムを構築します。



その他公共施設の方針図

(5) 市街地・住宅地の方針

1) 市街地・住宅地の基本的考え方

日常の買い物の利便性やショッピングが楽しめる魅力ある商業地の形成とともに、駅周辺などで商業機能を集積するため、大規模小売店舗立地の適正な規制・誘導に努めます。また、若者などの雇用の場を確保するため、企業立地と企業誘致を推進するとともに、行政サービスの利便性を向上させるため、シビックゾーンの充実に努めます。

さらに、定住化の促進と若い世代の転入促進を図るため、良好な住環境の維持・向上とともに、住宅・宅地の供給や郊外型住宅団地の再生、市営住宅の適切な管理などに努めます。

2) 市街地・住宅地の方針

ア. 市街地の方針

①駅周辺における魅力ある商業地の形成

- ・橋本駅周辺においては、土地区画整理事業と併せて、生活・文化・交流・商業機能など多様な都市機能の集積とともに、駐車場等の確保に努めるなど、便利で魅力ある中心拠点を形成します。
- ・橋本駅前商店街については、「橋本駅前商店街活性化計画」に基づき、市民協働のもと、施設のバリアフリー化や景観への配慮、高齢者に配慮した居住空間の整備等に努めます。
- ・橋本駅周辺における中心市街地の整備を進め、商業、サービス業等の活性化を目指します。
- ・橋本駅や高野口駅周辺の市街地においては、歴史的遺産や紀の川・橋本川といった河川景観をまちづくり資源として活用しながら、個性と魅力のあるまちづくりを推進します。
- ・中心拠点を補完する地域生活拠点においては、日常の生活利便機能などの都市機能の集積を図ります。

②大規模集客施設の適切な立地誘導

- ・大規模集客施設※については、既定の商業地域、近隣商業地域、準工業地域のうち、商業機能の集積や無秩序な市街地の拡散等に影響を及ぼす地域について、特別用途地区を活用し、その立地の規制を検討します。

※大規模集客施設：延べ面積が1万㎡を超える店舗・劇場・映画館・遊技場・文化ホールなどを指し、民間事業者だけでなく公共団体が設置するものも含む。当該施設については、商業地域、近隣商業地域、準工業地域以外での立地が規制されている。

- ・大規模小売店舗の進出に際しては、改正都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、適正な立地の規制・誘導に努めるとともに、周辺地域の生活環境や自然環境等への配慮に努めます。
- ・住宅開発団地の生活利便施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からその維持に努めるとともに、必要に応じて新たな施設の立地を適正に誘導します。

③企業立地の促進

- ・地域の活性化や若者など市民の雇用の場を確保するため、京奈和自動車道橋本東ICの北

部一帯の大規模な企業用地については、新規企業の立地促進に努めるとともに、その他の大規模未利用地については、企業用地としての活用を誘導します。

- ・周辺の自然環境と調和した緑豊かな産業拠点を形成するため、適切な情報収集のもと、優遇制度などを活用しながら、製造業・物流業等を中心とした企業の集積を目指します。

④シビックゾーンの充実

- ・市役所周辺では行政、業務、教育・文化機能が集積するシビックゾーン※を形成し、より一層の機能強化を図ります。

※シビックゾーン：公的業務、文化、教育、社会福祉などの中心機能及びこれらの補助機能をつかさどる施設が集積する地域のこと。

⑤土地の有効活用

- ・市街地内の大規模な未利用地等についてはその有効活用を促進します。
- ・隅田地区、恋野地区等の市街地における未利用地の区域については、用途地域の見直しを検討します。
- ・土地の有効かつ円滑な利用や土地の権利関係の明確化を図るため、地籍調査※を推進します。

※地籍調査：国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。

イ. 住宅地の方針

①良好な住環境の形成

- ・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民と協調しながら地区計画制度や建築協定などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに努めます。
- ・地場産業などが立地する区域については、職住近接のまちづくりを推進するため、住環境への影響に配慮しながら、住工共存型の土地利用を展開します。
- ・高野口地域においては、計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、用途地域等の指定を図ります。
- ・高齢者、障がい者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資するため、住宅のバリアフリー化の促進と改修工事に係る支援を行います。

②郊外型住宅団地の再生

- ・居住者の高齢化が進む郊外の住宅開発地区では、地域コミュニティなどの維持を図るため、多様な世代の居住を促進します。
- ・開発事業者への要請や指導を行い、住宅開発地区における造成済宅地への入居を促進します。

③良好な住宅・宅地の供給

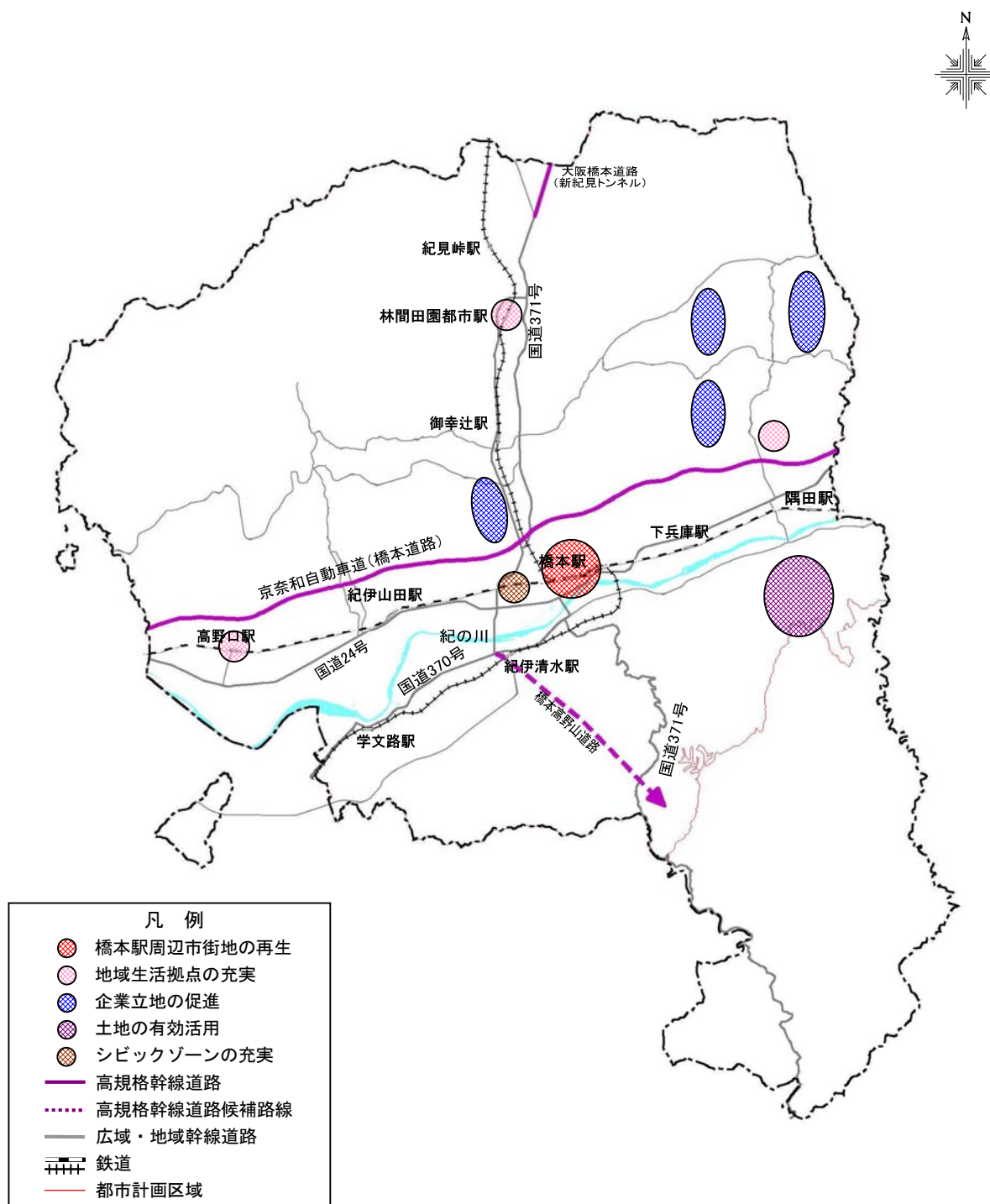
- ・無秩序な市街地の拡散を抑制しつつ、新規の住宅ニーズに対応するため、原則として用途地域内で良好な住宅・宅地の開発を促進します。
- ・駅周辺などにおける人口減少を防止するため、民間による良質な賃貸住宅の供給を促進します。
- ・定住人口の確保を図るため、中古住宅の流通促進等により円滑に住宅を取得できるよう、民間業者等と連携した相談体制づくりに努めます。

- ・旧街道筋等の空き家等については、まちなみの改善と一体となった良好な住環境を形成するとともに、NPO法人等の活用により多様な利用を促進します。

④市営住宅の適切な管理

- ・人口減少・超高齢社会への対応や住宅セーフティーネット※等を確保するため、市営住宅の適切な管理等に努めます。

※住宅セーフティーネット：低額所得者など、市場において自力では適切な住宅の確保が困難な者に対する公営住宅の提供をはじめ、高齢者や障がい者などの市場で入居が敬遠されがちな世帯等、各世帯が適切な住宅を確保できるようにするための支援網。



市街地・住宅地の方針図

(6) 都市景観形成の方針

1) 都市景観形成の基本的考え方

優れた自然景観や個性ある歴史的景観の保全・創出とともに、市民・事業者等の協力のもと、商業地、工業地、住宅地、幹線道路沿道などにおける良好な都市景観の創出に努めます。

また、公共施設については、都市基盤整備等と併せた景観整備により、本市の景観形成を先導していきます。こうした景観まちづくりを総合的に推進していくため、景観法の活用を検討していきます。

2) 都市景観形成の方針

①景観法の活用

- ・景観を活かした質の高いまちづくりを推進するため、景観法に基づく景観行政団体の指定に向けた取り組みを検討します。

②自然的景観の保全

- ・森林、河川などの良好な自然景観の保全・活用を図ります。
- ・良好な景観の維持・向上を図るため、国城山や紀の川に配慮した眺望景観や視点場の整備に努めます。
- ・本市の気候風土により培われた果樹園などの農地については、地域固有の景観を形成していることから、田園景観の維持・向上に努めます。
- ・農業者の高齢化等により増加している耕作放棄地や休耕田について、市民のボランティア活動による花と緑のリサイクル事業等を通じて、コスモスなどのフラワーベルト化や市民農園などに活用します。

③歴史的景観の保全・整備

- ・所有者の意向等を踏まえつつ、登録有形文化財制度を活用し、歴史的まちなみ景観の保全と創造に努めます。
- ・歴史とふれあえる環境づくりに取り組むため、伊勢（大和）街道や高野街道など歴史街道の保全や景観整備に努めます。
- ・不動山の巨石や隅田八幡神社、飛び越え石などは、自然と歴史を感じられる歴史拠点として、観光客などが訪れ楽しめるように、市民・企業・行政が協働して、景観の保全に努めます。

④都市的景観の形成

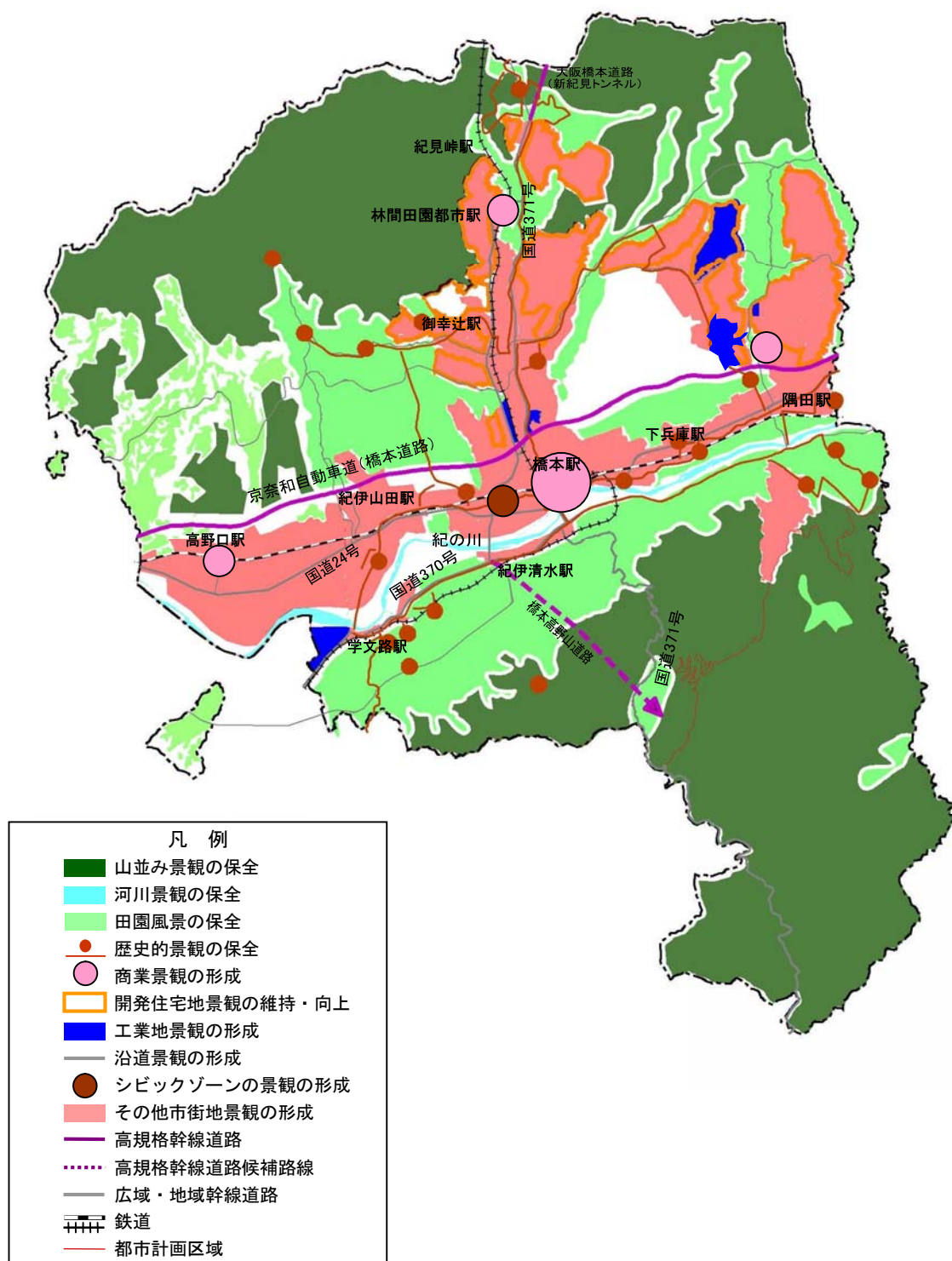
- ・橋本駅や林間田園都市駅周辺においては、本市の顔にふさわしい魅力ある都市景観の創出に努めます。
- ・景観に与える影響が大きい大規模建築物や工業団地等の大規模開発にあっては、良好な景観を形成するため、適正な指導、助言に努めます。
- ・北部丘陵地の低層戸建て住宅を中心とする大規模住宅地開発地区及び今後予定される開発・整備地区については、地区計画や建築協定等により、良好なまちなみ景観の維持・

向上に努めます。

- 京奈和自動車道 IC 周辺においては、自動車交通の玄関口にふさわしい景観の形成に取り組めます。
- 国道 24 号や国道 371 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組めます。
- 公共公益施設が集積する市役所周辺は、シビックゾーンにふさわしい景観の形成に取り組めます。
- 橋本市運動公園や杉村公園などの緑の拠点においては、緑豊かな景観の維持・向上に努めます。
- 本市の景観形成を先導する公共建築物、道路や橋梁などの整備、河川の改修などにあたっては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した景観整備に努めます。
- 著しく劣悪な景観により生活環境が阻害されることを防止するため、和歌山県景観支障防止条例を活用し、市民との協働により景観の維持を図ります。
- 和歌山県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の秩序ある規制・誘導を図るとともに、違反広告物の撤去に努めます。

⑤市民主体の景観づくり

- 地域の個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、地区計画や緑地協定等を活用しつつ、市民・企業・行政の協働の取り組みによる景観づくりを促進します。
- 区・自治会などで取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や市内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりを推進します。



都市景観形成の方針図

(7) 地域環境の保全と活用の方針

1) 地域環境の保全と活用の基本的考え方

自然や歴史性豊かな地域環境を守り育てるため、森林、農地とともに歴史的資源の保全と活用に努めます。

また、市民と協力しながら、これら地域資源を活かした観光まちづくりや環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

2) 地域環境の保全と活用の方針

①森林資源の保全・活用

- ・道路網整備や機械化による低コスト森林を推進し、森林の有する国土保全や水源かん養などの公益的機能の高度発揮に努めます。
- ・森林を市民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくため、「紀の国森づくり基金」を活用し、森林環境の保全をはじめ、森林の重要性の普及・啓発、林業体験、森林とのふれあいの場の創出などに取り組みます。

②農地の保全と活用

- ・農地生産の場や“ゆとり”や“やすらぎ”が感じられる場を確保するため、優良農地の保全に努めます。
- ・全国的なブランド果実である柿は、本市を代表する重要な地域産業であるとともに、四季を彩る景観においても重要であるため、樹園地等の保全・活用に努めます。
- ・市民が農作物の栽培を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めるとともに、耕作放棄・休耕田の解消や鳥獣害を防止するため、ほ場整備や小規模土地改良事業をはじめ、農地・水・環境保全向上対策等の導入に取り組みます。さらに、市民農園などへの活用を検討します。
- ・学校教育や生涯学習、観光部門などと連携しながら、観光農園化や体験農業など観光農業の推進に努めます。
- ・快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持・管理などを促進します。

③歴史的資源の保存と活用

- ・応其上人によって築かれたまちづくりの歴史をはじめ、竹製へら竿（経済産業省指定伝統工芸品）やパイル織物等の産業遺産を市民に周知するとともに、こうした歴史文化を活かした個性豊かなまちづくりに取り組みます。
- ・嵯峨谷の神踊りや隅田八幡神社の秋祭などの無形文化財を含め、隅田八幡神社所蔵の「人物画象鏡」（国宝）、名古屋廃寺跡、三彩釉骨壺（国重要文化財）など指定文化財の保護・保存やその活用に努めます。
- ・本市の貴重な財産として、隅田八幡神社をはじめとした歴史・文化遺産の保全を図ります。
- ・恋野の里散策コースなどについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保

に努めます。

- ・黒河道については、関係機関との連携のもと、世界遺産登録を目指します。

④観光まちづくりの推進

- ・橋本市運動公園や神野々キャンプ場、ゴルフ場など既存のレクリエーション施設やハイキングコースなどを観光資源として活用するとともに、これら体験型観光資源のネットワーク化を図ります。
- ・観光的魅力の向上による交流人口の拡大を図るため、やどり温泉いやしの湯においては、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への玄関口として、周辺地域の市道や駐車場等の整備を図ります。
- ・自然を活かした体験学習の場づくりに取り組むため、やどり温泉いやしの湯など自然体験拠点の充実に努めます。
- ・本市には、隅田八幡神社、利生護国寺、学文路菰萱堂、葛城館、高野口小学校などの歴史的建造物をはじめ、中将姫旧跡、玉川峡、紀の川祭など数多くの観光スポットを有しており、いつ訪れても市の歴史にふれることのできる魅力的なまちづくりを推進するため、これら文化財の保存・継承や豊富な歴史資源の発掘、伝統行事への観光客の積極的な受け入れなどに取り組みます。

⑤旧紀伊丹生川ダム周辺の地域振興

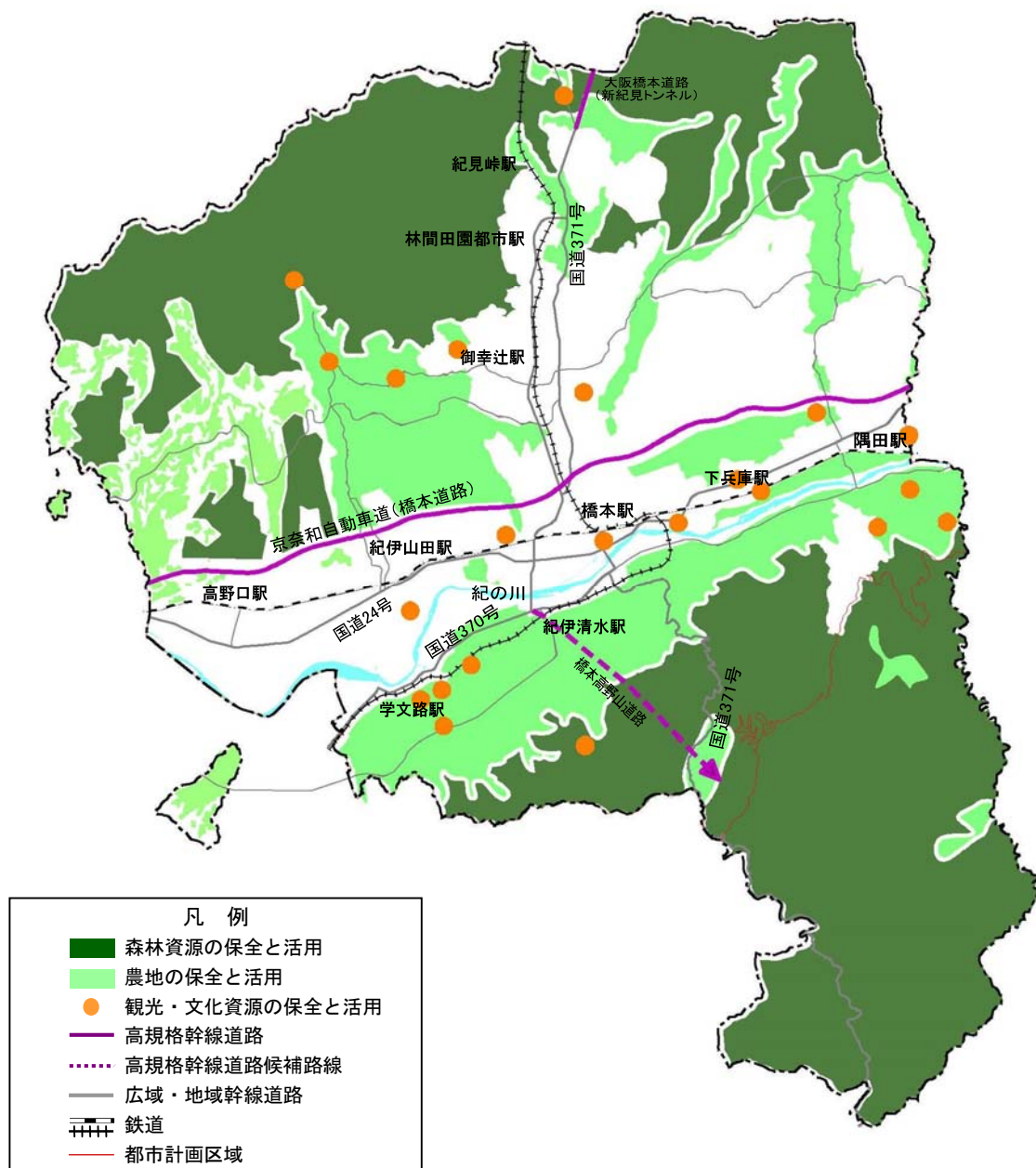
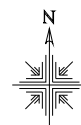
- ・旧紀伊丹生川ダム建設予定地周辺地域については、地元住民、国、県等との協議を継続し、その振興策を実施します。

⑥環境への負荷の少ないまちづくりの推進

- ・循環型・省エネルギーなど環境負荷の低減に向けた取り組みを推進します。
- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入、住宅の断熱構造化、省エネ設備の配備、敷地内緑化など、環境にやさしいまちづくりの周知・啓発に努めます。

⑦環境意識の啓発と環境美化の推進

- ・美しいまちの環境を創造するため、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
- ・環境に対する意識をさらに深めていくため、環境保全意識の啓発に努めます。
- ・美しいまちの環境を守るため、廃棄物の不法投棄防止など監視体制の充実に努めます。
- ・循環型社会の実現と併せて美しいまちづくりを形成していくため、生ごみや刈り草から堆肥（腐葉土）をつくり、花や野菜の栽培に利用する花と緑のリサイクル事業を推進します。
- ・資源循環型や低炭素型の社会形成に向けた意識の醸成を図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動等を促進します。
- ・学校教育における環境教育や生涯学習における環境学習の充実に取り組みます。



地域環境の保全と活用の方針図

(8) 都市防災の方針

1) 都市防災の基本的考え方

災害に強いまちづくりによる安全で安心な市民生活を確保するため、地域防災計画に基づき、治山・治水対策や安全な市街地の形成に努めるとともに、防災施設・設備の充実、ライフラインの確保などに努めます。

また、災害時における被害拡大を抑制するため、地域における防災活動の強化に努めます。

2) 都市防災の方針

①総合的な防災行政の推進

- ・「橋本市地域防災計画」の周知・徹底を図るとともに、必要に応じ計画の見直しを反映させます。

②治山・治水対策の充実

- ・森林、農地等は、国土の保全や水源のかん養などの多面的機能を有するとともに、環境を守り人のやすらぎを生み出すための貴重な資源であることから、その保全に努めます。
- ・土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所などにおける土砂災害防止対策を促進します。
- ・山間部における災害への対応とともに、森林資源の利活用にも資する林道の整備を推進します。
- ・浸水・冠水・土砂災害の防止に努めるため、自然環境との調和に配慮しながら、紀の川の総合的な治水対策をはじめ、中小河川・用排水路の改修、ため池の保全・改修、砂防、治山事業等を促進します。

③安全な市街地の形成

- ・災害に強い住環境を形成するため、耐震診断、耐震改修の促進や狭あいな道路の改善に努めます。
- ・災害時における安全な避難路を確保するため、主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路などの整備を図ります。
- ・土地利用や周辺環境を踏まえつつ、既成市街地の再整備と併せて防火地域、準防火地域の指定を検討します。
- ・地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、民間建築物の耐震化・不燃化を促進します。
- ・安全で快適な教育環境の向上を図るため、必要な教育施設において補修・改修を行います。
- ・災害時における市民の安全を確保するため、公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設の耐震化・不燃化を推進します。
- ・建築確認時における防火指導や危険物施設等の管理指導などの強化・徹底を図ります。
- ・事業者防災を強化するため、災害時の対応、早期復旧を図る「事業継続計画」の作成を促進するとともに、関係機関と連携した啓発・支援に努めます。

④防災施設・設備の充実

- ・拠点避難場所である小学校や中学校については、救助・救命などの活動及び通信・情報収集活動の充実に努めます。
- ・日常から関係機関・関係団体の協力を得て、一人暮らしの高齢者や障がい者など災害時要援護者の把握に努めるとともに、きめ細かい救助・避難方法や避難生活を確保します。
- ・備蓄拠点においては、食糧、生活必需品、医療品、仮設トイレ、応急給水資機材等の災害用備蓄物資の充実に努めます。また、各地区の公民館を補完的な備蓄拠点として配備します。
- ・拠点避難所に防災倉庫及び災害備蓄品を計画的に配備します。
- ・防災行政無線の活用や防災情報のメール配信、エリアメールの導入、防災訓練の実施等により、災害情報の伝達、被害状況の把握、速やかな避難の指示・勧告、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。
- ・消防車両や資機材、耐震性防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の管理を徹底します。

⑤ライフラインの確保

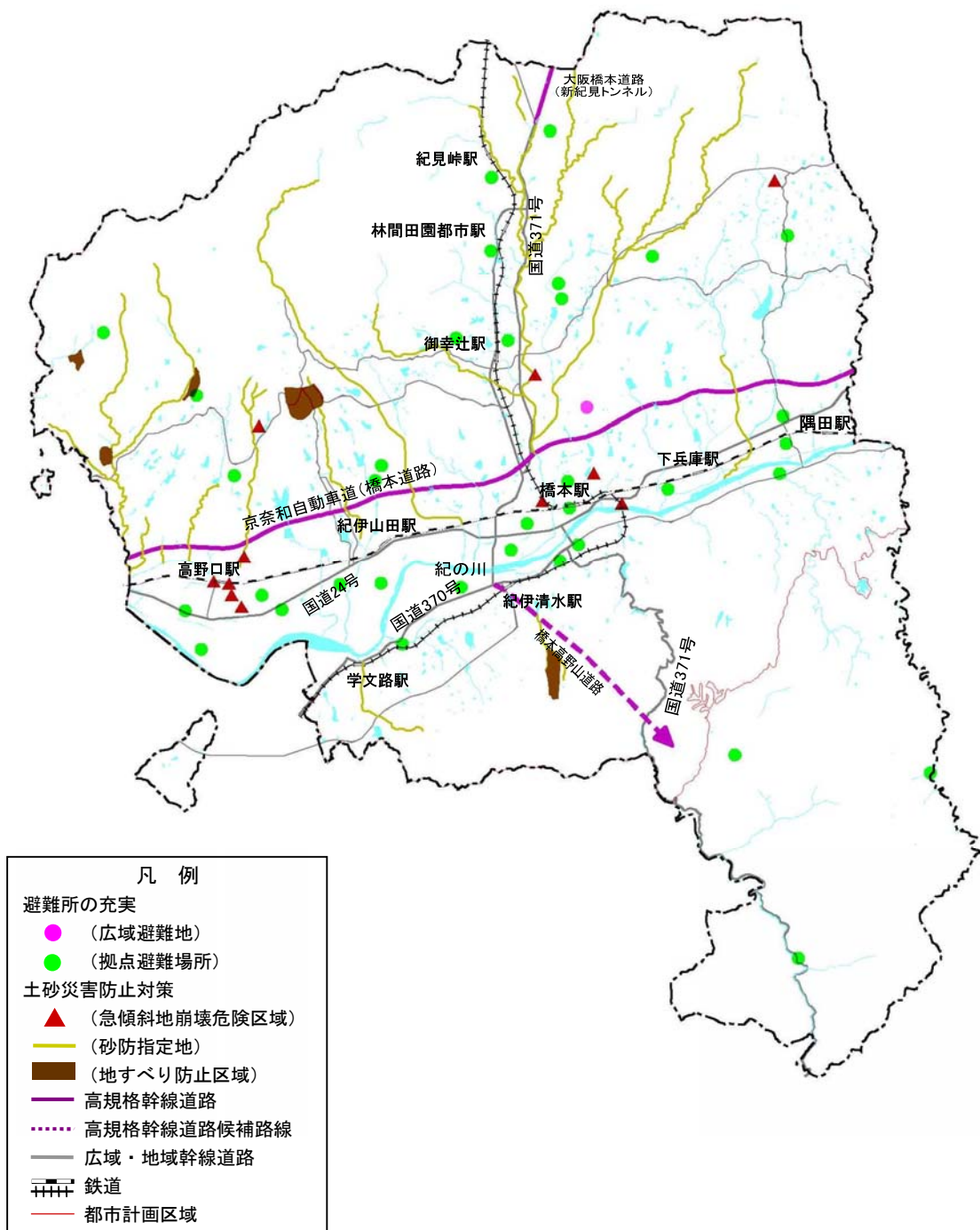
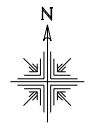
- ・老朽施設の計画的な更新や上下水道施設の耐震化を推進します。
- ・近隣市との応援体制の強化など、災害時の応急給水体制を充実します。

⑥広域的な防災体制の充実

- ・効率的な消防体制の確立を図るため、広域消防の再編を進めます。
- ・災害時の医療体制については、地域災害拠点病院である市民病院を中心として近隣の医療機関と連携の強化を図りながら災害時の応急救護体制の整備に努めます。
- ・国や県、近隣市町村、自衛隊、NPO、ボランティアなどの応援受け入れ体制の整備を進めるとともに、国・県などと連携を密にします。
- ・「橋本市地域防災計画」や「橋本市国民保護計画」に基づき、有害物質の漏えい、無差別テロなど、本市が経験したことのない突発的な災害・重大事故に対して、警察機関、国・県などと連携した訓練の実施などにより、その周知・啓発に努めます。

⑦地域防災・防犯活動の充実

- ・地域における防災体制の強化を図るため、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成に努めます。
- ・市民による適切な応急手当等を図るため、救命講習などを開催し、救急・救命に関する普及啓発に努めます。
- ・防火訓練や広報活動などを通じて、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ・安全教育を推進するため、学校や地域において防災・防災訓練を充実します。
- ・広報やパンフレット、ハザードマップなどの配布、各種講習会の開催等を通じて、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。
- ・警察など関係機関と連携し、区・自治会など地域住民の協力を得ながら、地域の防犯意識の高揚を図るとともに、学校や家庭、地域、警察などが連携しながら、防犯パトロールの強化、防犯灯の充実、万一の場合の対処法の明確化などの安全対策を進めます。



都市防災の方針図